

平成二十九年度 **成安手帖**
Seian Guidance Book 2017

成安造形大学

平成二十九年度 成安手帖 もくじ

1. 学園と大学概要【 】

「京都成安学園 建学の精神」	1
「京都成安学園 校訓・沿革」	2
「京都成安学園 学園歌」	3
「成安造形大学 基本理念(教育理念)」	4
「大学名ロゴタイプ+キャラクターアイテム」	5
「SPP(seian personal program)」	6
「学部・学科構成」	7
「学則」	8

2. 学籍【 】

「学籍」	
学籍	13
修業年限・在学期間	14
留学	14
転領域(コース変更含む)	14
休学	14
復学	15
退学・除籍	15
再入学	15

3. 学生生活【 】

「授業」	
開講曜日・開講時間	16
欠席	16
休校・休講・施設使用	16
補講	17
「電子掲示板『成安情報サービス』」	17
「大学からの連絡」	
Gmail	17
電話連絡	17
「通学」	17
通学定期券の購入	18
通学証明書(学生証裏貼付シール)	18
スクールバス	18
スクールバス運行日の時刻表	19
江若交通の路線バス	20
自転車・バイク・自動車通学	20
大学内における自転車・バイクの駐輪	20
および自動車の駐車	
「保険」	21
「各種証明書」	
各種証明書・学割の発行	22
「アルバイト」	
アルバイトをする前に知っておきたいこと	22
インターネットを利用した	22
アルバイト情報の閲覧	
学生クリエーター制度	22

「下宿先情報」	23
「学生会」	
学生会総会	23
学生会執行部	23
学生会監査部	23
特別執行委員会	23
クラブ代表者会(クラブ・サークル総会)	23
大学祭実行委員会	23
学生会行事	24
「クラブ・サークル」	
結成・継続・変更・解散	24
クラブ・サークル	24
「国際交流」	25
「外国人留学生」	25
「学生意見箱」	25
「学生実態・満足度調査」	25

4. 学費・経済的支援【 】

「学費」	
学費	26
その他諸経費	26
学費の延納・分納制度	26
「奨学金」	
成安造形大学の奨学金	27
(学内奨学金/同窓会奨学金)	
日本学生支援機構の奨学金	27
(第一種奨学金/第二種奨学金)	
地方公共団体・民間団体等の奨学金	28
奨学金年間スケジュール	28
提携教育ローン	29
日本政策金融公庫「国の教育ローン」	29
「短期貸付金制度」	29
「成安造形大学教育後援会からの支援制度」	29
「美術館・博物館優待制度」	30

5. こころと身体の健康【 】

「身体の健康」	
保健室	31
定期健康診断	31
緊急時の対応	31
伝染性疾患	31
AED	32
医療機関	33
「こころの健康」	
学生相談室	34
(利用について/活動案内/カウンセラーからひとこと)	
フリールーム	35
障がい学生支援に関する	36
基本方針と受入れ姿勢	

「ハラスメント」	
ハラスメントについて正しく	37
理解することが大切です	
ハラスメントを起こさないようにするためには	38
懲戒等処分	38
もし、ハラスメントを受けたら	38
セクシュアル・ハラスメント等相談員	38
プライバシーは守ります	38

6. ルールと危機管理【 】

「成安造形大学のルール」	
遺失物	39
親睦会・交流会開催(飲酒に関する諸注意)	39
卒業生および学外の一般者の施設使用	40
ポスター・チラシ・DMの掲示と設置	40
学内作品設置	40
学生個人宛荷物の受取	40
ペット・動物の持ち込み禁止	40
施設屋上の立入り禁止	40
喫煙	40
スケートボード、インラインスケート、	41
ローラースケート等の禁止	
自転車・バイク・自動車の学内通行の禁止	41
許可の無い車輛の学内駐輪場	41
駐車場の使用禁止	
無人航空機(ドローン)の	41
構内での使用について	
空調温度	41
電気製品の使用	41
ごみの捨て方	42
有価資源の回収	42
「ネットワーク利用ガイドライン」	
利用案内	43
利用手続き	43
禁止事項	44
倫理的問題	45
ペナルティ	46
異議申立の手続	46
「成安造形大学	47
G Suite for Education利用規約」	
「防災マニュアル」	
(1)地震編	48
(2)火災編	49
「その他気をつけなければならないこと」	
国民年金への加入	50
国民年金学生納付特例制度	50
マイナンバー(社会保障・税番号)制度	50
住民票の住所変更について	50
選挙権	50

「学生生活でのトラブル」	
学生が陥りやすいトラブルの例	51
(SNS、犯罪、痴漢、交通事故、自転車、ブラックバイト他)	
消費者トラブルの例	53
(架空請求、ワンクリック詐欺、マルチ商法他)	
海外渡航時のトラブルを避けるために	54
「困ったときの相談先一覧」	55

7. 施設紹介【 】

「キャリアサポートセンター」	56
「クリエイティブサポート」	57
情報メディアセンター	58
造形ラボ	59
鉄エラボ	60
版画ラボ	61
「附属図書館」	62
「附属芸術文化研究所」	63
「附属近江学研究所」	64
「地域連携推進センター」	65
「キャンパスが美術館」	67
「その他」	
コトコト食堂	68
学生ホール	68
購買部リブレ	68
カフェテリア 結	68
学生専用アパートメント YOHAKU	68

8. その他【 】

「施設使用」	
施設使用に関する基本ルール	69
施設使用一覧表	72
「キャンパスマップ」	
全体	75
聚英館	77
本館棟/図書館棟	78
体育館棟/食堂棟/守衛棟	79
実習A棟/実習B棟	80
実習C棟/実習D棟	81
実習E棟/実習F棟	82
実習G棟	83
実習H棟	84
実習I棟	85
実習J棟	86
「カレンダー」	87
「教員連絡先・オフィスアワー一覧」	111
「事務室等窓口の対応時間」	116
「事務組織と連絡先」	117

1. 学園と大学概要【 】

京都成安学園 建学の精神

学
籍

「成 安」

京都成安学園 建学の精神、その由来は「成安」の名にこそある。
「成」とは、成し遂げること。「安」とは、安寧であること。
つまり「成安」とは人の和を大切に、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、心安らぐ平和な社会をつくることに貢献するという意味である。

学
生
生
活

「成安」。その優美で、たおやかな響き。
その名を聞くと私たちは、母とも呼べるひとりの女性の存在を心に感じる。
1920(大正9)年、学祖である瀬尾チカが、京都市に設立した成安裁縫学校。
その日、今日に至る私たち成安の歴史が始まった。

学
費
・
経
済
的
支
援

まだ女性の社会進出が困難だった当時、学祖は、ものづくりを基本とした教育を多くの女性に施し自立を促すことで、より良い社会の建設に身を捧げた。だが、その生涯は順風に帆を張るものではなく、困難と無理解にさらされ続けるという、まさにいのちを削る激烈なものだった。

こ
こ
ろ
と
身
体
の
健
康

「何かを成し遂げるためには、強い信念を持ち、実力を養成することが大切です。」
学祖が嵐のような日々の中で語った想い。それは、最も好んだとされる「誠と熱」という言葉と結びつく。正しい信念から生まれる純真な「誠」。すべてのものを生かし得る「熱」。そのふたつがなければ何事も達成できないと、学祖は終生、説き続けた。

ル
ー
ル
と
危
機
管
理

「逆境を恐れず個性を伸ばし、身を捧げ尊い使命に働くことが、世のためとなるのです。」
時が流れ人が変わろうと、私たちは、社会に対して何が出来るのかを考え、強く正しく行動する。「成安」の名にこめられた真の意味を知り、一人ひとりが「誠と熱」を胸に抱き、遥かな道を歩いてゆく。

施
設
紹
介

決して消えない信念の炎が、この学園で燃えている。
それは私たちの生きる力となり、明日を夢見る若者たちの希望の灯となる。
永い伝統を尊び、新しい日々を心豊かにみつめよう。
成安は誇り高く、つねに社会とともにある。

そ
の
他

京都成安学園 校訓・沿革

「誠と熱」

「誠と熱」とは、学祖・瀬尾チカが強い信念と行動力で人生を切り拓いた自らへの証であると同時に、真摯さを失わず、弱者への想いを抱き続けるという誓いの言葉である。

さらにこの言葉は、成安に集う者たちの心をひとつにする学園の訓でありながら、それぞれの人生の長きを、正しく強く生きぬく力を授けてくれる。そしてその力こそが、学園のみならず広く社会を豊かにするのだと。

京都成安学園の沿革

大 正

- 大正 9年 創立者瀬尾チカ 京都市上京区(現左京区) 聖護院西町に成安裁縫学校創立。
- 大正10年 校名を京都成安技芸女学校と改称し上京区(現左京区)北白川追分町に移転。
- 大正12年 京都成安女子学院と改称。普通部と専攻部を併設。
- 大正14年 普通部を高等女学部と改称。

昭 和

- 昭和 2年 京都市上京区相国寺北門前町に移転。
- 昭和 3年 成安高等繼日女学校を併設。
- 昭和 5年 成安幼稚園開設。
- 昭和 7年 専攻部に保育科併設。財団法人京都成安女子学園設立。
- 昭和15年 京都成安高等女学校(本科、補習科)を設立。
- 昭和18年 高等女学部本科・高等女学校補習科廃止。
- 昭和19年 京都成安高等女学校専攻部に経済科を併設。
- 昭和20年 京都成安女子学院裁縫部廃止。附設過程専攻科設置。
- 昭和21年 京都成安女子専門学校(被服科・経済科)設立。成安高等女学校に夜間部開設、生産科を開設。
- 昭和22年 成安女子中学校開設。京都成安女子学院専攻部の家庭科、保育科を廃止。
- 昭和23年 京都成安高等女学校を廃止。成安高等繼日女学校廃止。京都成安高等学校(通常及び夜間)開設。
- 昭和25年 京都成安女子専門学校廃止。成安女子短期大学(被服科)設置、開校。高等学校(普通・家政・被服)三過程を置き、夜間を廃止。京都成安短期大学を成安女子短期大学に、京都成安高等学校を成安女子高等学校に、京都成安中学校を成安女子中学校に改称。
- 昭和26年 財団法人京都成安女子学園を学校法人京都成安女子学園に改組。成安女子短期大学別科被服専修第一部・第二部増設。

- 昭和32年 高等学校家政科を廃止。高等学校に商業科を設置。普通科・被服科の三科を併設。
- 昭和33年 成安女子短期大学に意匠科増設。
- 昭和50年 成安向日幼稚園設立。
- 昭和51年 成安幼稚園を閉園。成安向日幼稚園を成安幼稚園と改称。
- 昭和56年 成安女子短期大学意匠科を造形芸術科に改称。短期大学附属画廊完成。
- 昭和62年 成安女子短期大学長岡新キャンパス完成、移転開学。

平 成

- 平成 2年 成安女子短期大学被服科を服飾文化学科と改称。
- 平成 3年 成安造形大学設置認可申請。昭和31年度より募集停止中の成安女子中学校の募集を再開。
- 平成 4年 成安造形大学設置認可。学位授与機構による成安女子短期大学専攻科造形芸術専攻2年制課程の認定。
- 平成 5年 学校法人名を京都成安学園に改称。成安造形大学開学。短期大学校名を成安造形短期大学に改称。
- 平成 8年 学位授与機構による成安造形短期大学専攻科服飾文化専攻2年制課程の認定。
- 平成12年 中学校・高等学校名を京都成安中学校・京都成安高等学校に改称。
- 平成14年 成安造形短期大学の設置者を学校法人大阪成蹊学園に変更。
- 平成19年 京都成安中学校、京都成安高等学校の設置者を学校法人京都産業大学に変更。
- 平成20年 成安造形大学附属近江学研究所を開設。
- 平成22年 学園創立90周年
成安造形大学造形学部デザイン科・造形美術科を芸術学部芸術学科に改組。
成安造形大学【キャンパスが美術館】を開館
- 平成25年 成安造形大学 開学20周年

学
籍

学
生
生
活

学
費
・
経
済
的
支
援

こ
こ
ろ
と
身
体
の
健
康

ル
ー
ル
と
危
機
管
理

施
設
紹
介

そ
の
他

京都成安学園 学園歌

学
籍

現在「学園歌」として唄われているものは、大正11年よりほど遠からぬ時代、成安技芸女学校最終年から成安女子学院時代に制定されました。作詞は岩崎吉勝氏、編詞は井筒與兵衛氏、作曲は原田君代氏によってなされ、今日まで歌いつがれています。

学
生
生
活

学
費・経
済的支
援

こ
こ
ろと
身
体
の
健
康

ル
ー
ル
と
危
機
管
理

施
設
紹
介

そ
の
他

学 園 歌

は
美
し
き
情
操
の
花
と
し
咲
か
ば
 高
き
梅
が
香
地
に
満
ち
満
た
む
 自
ら
助
け
治
め
な
ば
 を
し
へ
の
み
旨
香
を
ば
放
た
む
 か
が
や
く
星
の
光
を
仰
ぎ
 我
等
が
行
く
て
ふ
み
な
た
が
へ
そ
 い
か
な
る
と
き
に
も
望
み
を
た
も
て
 信
は
最
後
の
力
の
泉
 学
ぶ
は
成
安
つ
ど
い
し
友
よ
 は
美
し
き
情
操
を
育
み
ゆ
か
な
む

成安造形大学 基本理念(教育理念)

「芸術による社会への貢献」

私たち成安造形大学は、芸術分野における真摯^{しんし}な教育と研究を通して広く社会に貢献する。独自の実践的学士課程教育によって、発想力・提案力・技術力に優れた清廉^{せいれん}な人材を輩出する。そして、誇るべき永い伝統を全員が胸に抱き、新しき名門を目指す。

私たちは今、自らの文化や精神性を改めて深く認識し、それらをしっかり引き継ぐことを真剣に考えねばならない時代にある。芸術の果たす役割もますます大きくなっていくに違いない。その中で私たちは、芸術大学の今日的意義を模索し、あるべき姿を追求める。そして、新たな芸術観の確立に向けて研鑽^{けんさん}を重ね、公正なまなざしで自らの社会性を高め、創造性豊かな提案を続けていく。

私たちは、学びのクオリティーにこだわる。総合性と専門性を両立しうる高度なカリキュラムを準備するとともに、和気藹々^{あいあい}と心地よく学べるゆきとどいた教育環境を整える。学生一人ひとりの個性としっかり向き合い、持てる力を大きく引き出す少人数教育を行う。

私たちは、造形にもとづく叡知^{えいち}を開く。ものをかたちづくるその過程において、多くを学び、心が生き生きする出会いの瞬間を見いだす。自然や素材と交わる経験を通して、学生たちが感性を大きく伸ばせる実践教育を行う。

私たちは、決して揺るがない。自らの芸術を実現し、高く成し遂げるための信念において揺るがない。なぜなら、本学には校訓「誠と熱」が脈々と息づいているからである。私たちは、私たちの起源であるその盤石^{ばんじゃく}の精神を継承し、さらに発展させ、学生たちに伝えていく。

私たちは、この場所から始めていく。この場所から生み出していく。学生たちとともに、多くの人々との交流と連携を進め、芸術の力で地域を活性化させる。そして私たちは、美しい湖国唯一の芸術大学であるという自負を携え、その熱き鼓動を世界に向けて響かせる。

学
籍学
生
生
活学
費
・
経
済
的
支
援こ
こ
ろ
と
身
体
の
健
康ル
ー
ル
と
危
機
管
理施
設
紹
介そ
の
他

大学名ロゴタイプ+キャラクターアイテム

学
籍

学
生
生
活

学
費
・
経
済
的
支
援

こ
こ
ろ
と
身
体
の
健
康

ル
ー
ル
と
危
機
管
理

施
設
紹
介

そ
の
他

【 】

成安造形大学

大学名ロゴタイプ + キャラクターアイテム「空(くう)」

キャラクターアイテム【 】(空)のコンセプト

成安造形大学のキャラクターアイテム【 】は、学びの空間を表している。

【 】は、成安造形大学のひらかれた知の環境を示している。

【 】の中にみえる白いまるい空間は、多様な人間の思考のありささを示している。

そして【 】の中にみえる白いまるい空間には、解からないことを解かるという知からはじまり、ついには解かったことが解からなくなるという【無知の知】を知るという意味が「空」(くう)として表されている。

「空」(くう)とは、事物の多元性・可変性・流動性を内含し、固定化したものと捉えない世界観を表したものである。

キャラクターアイテム【 】(空)の表現

キャラクターアイテム【 】は、印刷物・Web・動画・看板などのそれぞれの広告メディアに合わせ、括弧内に言葉を入れて使用したり、幅を広げたりと、形状や使用方法が柔軟に変化する。ビジュアルが変化することで、見る人それぞれの感覚で感じてもらえるため、常に新しくより深いイメージを与えられる。

SPP (seian personal program)

学生みなさんが「なりたい自分」や「進みたい道」を実現するために。

成安では、学生一人ひとりを個別で支援していく、成安パーソナルプログラム(SPP)を実施しています。入学から卒業まで、学習面、進路指導面、双方にわたって全力でサポートすることを約束します。

What's SPP ?

point

1

「個別」にこだわる。

学生一人ひとりにしっかりと向き合えるのは少人数教育ならではの
適性や希望に合わせて、ていねいな指導を行います。

point

2

「導入」で伸ばす。

1年次を中心に、充実した導入教育を用意。授業を通して、
社会人に必要な基礎力が着実に身につくように工夫しています。

point

3

「専門」を鍛える。

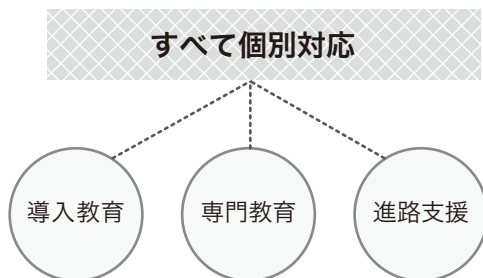
専門分野を自由を選んで学べるカリキュラムと、思う存分制作に打ち込める環境を用意。
自分の“専門性”をとことん追求できます。

point

4

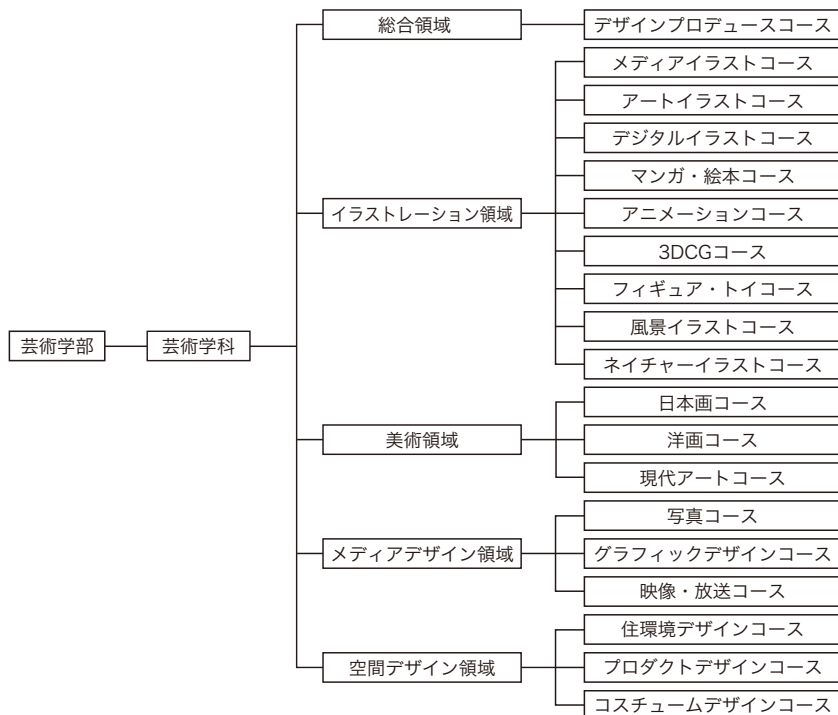
「進路」と向き合う。

1年次からキャリアサポートを実施。将来の目標に向かって、必要な力を積み重ねながら
着実に進むことができます。

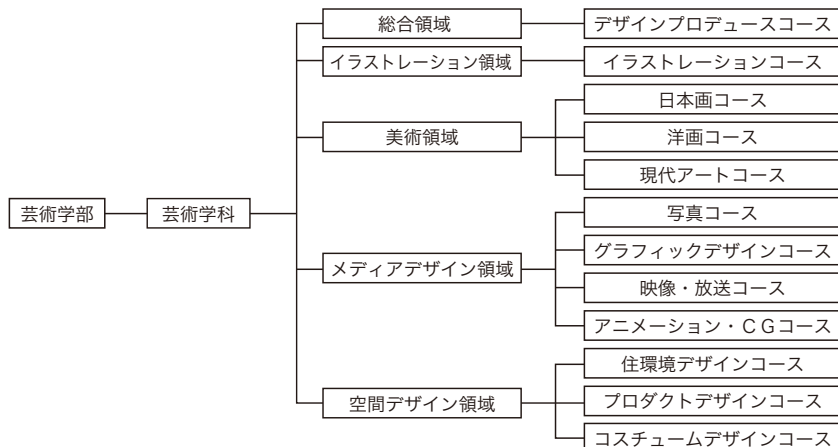


学部・学科構成

●芸術学部 平成29年度以降入学生



●芸術学部 平成28年度以前入学生



学則

平成3年7月31日制定

第1章 総則

第1節 目的、自己点検・評価及び情報の積極的な公開 (目的)

第1条

成安造形大学(以下「本学」という。)は、デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2

本学は、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2. 前項の点検・評価を行なうにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(情報の積極的な公開)

第1条の3

本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に公開するものとする。

第2節 組織

(学部、学科及び定員)

第2条

本学に芸術学部を置く。

2. 芸術学部(以下、「学部」という。)に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
芸術学部	芸術学科	200	10	820

第2条の2

「芸術による社会への貢献」という基本理念(教育理念)の下、「誠と熱」を持ち、公正さと創造性を兼ね備える、発想力・提案力・技術力に優れた清廉な人材の育成を目的とする。

(附属研究機関)

第3条

本学の目指す教育及び研究活動の一層の推進を図るため、附属研究機関として芸術文化研究所及び近江学研究所を置く。

2. 前項の附属研究機関に関する必要な事項は、別に定める。 (附属図書館)

第4条

本学に、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料を、職員及び学生の閲覧に供するため、附属図書館を置く。

2. 前項の附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。 (事務局)

第5条

本学に、事務局を置く。

2. 前項の事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第6条

本学に、次の職員を置く。

(1) 学長、副学長及び学部長

(2) 教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務職員及び技術職員、その他必要な職員

2. 職員の任免その他の人事に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 学長、副学長及び学部長

(学長)

第6条の2

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第6条の3

副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第6条の4

学部長は、学長の命を受けて、学部に関する校務をつかさどる。

第5節 教授会

(教授会)

第7条

本学に、教授会を置く。

2. 教授会に関する必要な事項は、別に定める。 (専門組織)

第8条

本学に、必要な専門組織を設けることができる。

第6節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第9条

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条

学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月15日に終わる。

後期 9月16日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学長は、前項に定める学期について、事情により学期の数又は期間を変更することができる。 (授業期間)

第11条

1年間の授業期間は、35週を原則とする。

2. 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

学園と大学概要	(休業日) 第12条 休業日は、次のとおりとする。 (1)日曜日 (2)土曜日 (3)国民の祝日に関する法律に定める休日 (4)本学園の創立記念日(5月20日) (5)春期休業(3月10日より3月31日までを原則とする) (6)夏期休業(7月26日より9月15日までを原則とする) (7)冬期休業(12月20日より翌年1月10日までを原則とする) 2. 学長は、必要のある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。 3. 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を設定することができる。
学 籍	出なければならない。 (入学者の選考) 第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。 (入学手続き及び入学許可) 第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出すると共に、所定の入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。 2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。 (学籍) 第20条 前条第1項に定める入学の手続きをした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。 2. 前項に定めるところにより、本学の学籍を有する学生は、本学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。 (編入学) 第21条 本学の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1)大学を卒業した者又は卒業見込みの者 (2)短期大学、高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者 (3)大学に2年以上在学又は在学习見込みで、62単位以上修得した者又は修得見込みの者 (4)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者 (5)専修学校のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者。ただし、学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る (6)外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者又は修了見込みの者 (7)本学において、前各号と同等と認めた者で、入学までに20歳に達する者。 2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。 3. 編入学に関する必要な事項は、別に定める。 (転入学) 第21条の2 他の大学に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。 2. 転入学に関する必要な事項は、別に定める。 (再入学) 第21条の3 次の各号の一に該当する者で、本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。 (1)学則第38条の規定により退学した者 (2)学則第39条第1項第1号の規定により除籍した者 2. 再入学に関する必要な事項は、別に定める。
学 生 生 活	第2章 学部及び学科 第1節 修業年限及び在学期間 (修業年限) 第13条 本学の修業年限は、4年とする。 (在学期間) 第14条 本学の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条第1項の規定により入学した学生の在学期間は、同条第2項に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。
学 費 ・ 経 済 的 支 援	第2節 入学 (入学の時期) 第15条 本学に入学する時期は、学年の始めとする。ただし、本学が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。 (入学資格) 第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1)高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (3)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者 (4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (5)文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号) (6)高等学校卒業程度認定規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者も含む。) (7)本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学までに18歳に達する者 (入学の出願) 第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い
こころと身体 の健康	
ル ー ル と 危 機 管 理	
施 設 紹 介	
そ の 他	

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第22条

教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2. 各授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。
3. 本学の授業科目の種類、単位数は別表第1-1及び別表第1-2、別表第2-1及び別表第2-2のとおりとする。
4. 資格・免許状取得に関する科目は、次の各号に定めるところによる。

(1) 博物館法及び同法施行規則に定める学芸員の資格取得に必要な科目・単位数は、別表第2-1のとおりとする。

(2) 教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目・単位数は、別表第2-2のとおりとする。

(授業科目の履修と卒業要件)

第23条

学生は、次の各号に定めるところにより、別表第1-1及び別表第1-2の教育課程を履修しなければならない。

- (1) 開設授業科目は、第1年次より第4年次までにおいて履修する。
- (2) 必修授業科目は、卒業までにその全部の単位を修得しなければならない。選択授業科目は卒業までに規定の単位数を修得しなければならない。
2. 卒業に必要な単位数は、次の各号に定めるところにより、124単位以上とする。
 - (1) 専門研究科目群の10単位を修得する。
 - (2) 専門導入科目群、専門基盤科目群、基礎科目群、応用科目群、社会実践科目群、教養科目群より114単位以上を修得する。

(単位の計算方法)

第24条

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 卒業研究の授業科目については、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

3. 学修と評価に関する事項は、別に定める。

(単位の授与)

第25条

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第24条第2項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条

教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期

大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

3. 前1項に関する必要な事項については、別に定める。(大学以外の教育施設等における学修)

第27条

教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、第26条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3. 前2項に関する必要な事項については、別に定める。(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第28条

教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4. 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

5. 第1年次入学者の単位認定は、学長が決定する。

(第3年次入学者の既修得単位の認定)

第29条

編入学者の単位認定は、編入学以前の大学、短期大学又は専門学校において修得した単位のうち、卒業に必要な単位として認定できる単位数の上限を62単位とする。

2. 編入学者の単位認定は、学長が決定する。

3. 第3年次入学者の既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第30条

授業科目の試験の成績は、秀(90点以上)・優(80点～89点)・良(70点～79点)・可(60点～69点)・不可(59点以下)の5種の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とする。

(資格取得)

第31条

博物館法(昭和26年法律第285号)同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に規定する博物館に関する科目及び別に定める科目の単位を修得した者には、学芸員の資格を授与する。

(免許取得)

第31条の2

本学に教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく。

2. 本学において取得することができる免許状の種類は次のとおりとする。

学部・学科	学部・学科 免許状の種類
芸術学部芸術学科	中学校教諭1種免許状(美術) 高等学校教諭1種免許状(美術)

3. 本学において前項の免許状取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- (その他)
- 第32条
この節に定めるもののほか、履修方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、復学、転学、留学及び退学並びに除籍 (休学)

- 第33条
疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、事由を付して保証人連署の上「休学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。
2. 疾病、その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第34条
休学期間は、当該年度内とする。ただし、特別の理由がある場合は、別に定める手続きを経ることにより継続して2年を超えない範囲で休学期間の延長を認めることができる。

2. 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
3. 休学期間は、第14条の在学期間には算入しない。

(復学)

- 第35条
休学者が復学しようとする場合は、「復学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

- 第36条
他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

- 第37条
本学と協定を結んでいる外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
2. 前項の許可により留学できる期間は、1年以内とする。
3. 留学期間は、第13条に定める修業年限に含めることができる。
4. 留学した大学等で修得した単位の取り扱いについては、第26条の定めによる。
5. 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

- 第38条
退学しようとする者は、事由を付して保証人連署の上「退学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第39条
次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第14条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第34条第2項に定める休学期間を超えてなお復学又は退学についての願い出のない者
- (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

- (5) 正当な理由がなく所定の手続きを怠り、修学意思がないと認められる者

第5節 卒業及び学位授与 (卒業)

第40条

本学に4年(第21条1項の規程により入学した者は、同条2項の在学すべき年数)以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2. 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与する。

(学位授与)

第41条

本学を卒業した者に対して、学士(芸術学)の学位を授与する。

第6節 研究生、聴講生、単位互換履修生、科目等履修生、委託生、研修生、客員研究員及び外国人留学生 (研究生)

第42条

本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2. 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第43条

本学の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第44条

本学において他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)との協議により、当該他大学等の学生に単位互換履修生として本学の授業科目を履修させることができる。

2. 単位互換履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条

本学の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2. 科目等履修生には、本学則第25条及び第30条の規程を準用して単位を与えることができる。

3. 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(委託生及び研修生)

第46条

他大学等又は地方公共団体等から、学生や職員の研究・研修を本学に委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教育研究に支障のない場合に限り、委託生及び研修生として受け入れることができる。

2. 他大学等から委託された学生は、委託生といい、地方公共団体等から委託された職員は、研修生という。
3. 委託生・研修生に関する必要な事項は、別に定める。
(客員研究員)
- 第47条
本学に客員研究員を置くことができる。
2. 客員研究員に関する必要な事項は、別に定める。
(外国人留学生)
- 第48条
外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
2. 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学納金及びその他の納付金

(学納金及びその他の納付金等の金額)

第49条

本学の学納金及びその他の納付金等(以下、「学納金等」という。)の種別と金額は、別表第3及び別表第3-2のとおりとする。

(学納金等の納入期日)

第50条

学納金等は、全額一括納入又は2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることができる。

2. 前項の学納金等の納付方法に関する必要な事項は、別に定める。

(転学、退学及び停学の場合の学納金等)

第51条

学期の途中で退学又は除籍された者の当該期分の学納金等は徴収する。

2. 停学期間中の学納金等は徴収する。

(休学の場合の学納金等)

第52条

休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料を納付することにより休学期間中の学納金等を免除する。

2. 学期途中から休学する場合の学納金等については、別に定める。

(復学の場合の学納金等)

第53条

復学した者は、復学を許可された学期末までの学納金等を指定する期日までに納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第54条

学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月までの学納金等を納入しなければならない。

(学納金等の免除及び徴収の猶予)

第55条

経済的理由により学納金等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2. 学納金等の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

3. 外国人留学生については、別に定める。

(納付した学納金等)

第56条

既納された学納金等は、原則として返還しない。

第4章 賞罰

(表彰)

第57条

学長は、学力優秀・品行方正にして学生生活において他の学生の模範となる者を、卒業時又はその他の機会にこれを表彰することができる。

2. 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条

学長は、学生が本学の学則又は諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
4. 懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 厚生施設

(保健室)

第59条

本学に保健室を附設する。

2. 保健室に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 奨学金

(奨学金)

第60条

本学に奨学金の制度を設ける。

2. 奨学金の制度に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第61条

本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 学則の変更

(学則の変更)

第62条

本学則の変更は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

2.学籍【 】

学籍

学籍

(1) 学籍簿への記載事項

学籍簿は、本人であることが確認でき、学生としての身分関係が明確に判断できる事項を大学で備える表簿です。記載内容は下記の項目です。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①氏名、生年月日、性別、国籍 | ②学部、学科、学籍番号 |
| ③写真 | ④住所及び連絡先 |
| ⑤入学前の学歴、職歴等に関すること | ⑥入学、卒業及び学籍異動の記録 |
| ⑦家族構成 | ⑧学費支弁者に関すること |
| ⑨その他 | |

(2) 学籍上の氏名

学籍上の氏名は、入学手続き時に本人が届け出たもの（戸籍に記載されている氏名、外国籍の学生は住民票記載事項証明書または旅券に記載されている氏名）とします。

従って、本学が交付する各種証明書等は、これに基づいて取扱いますので、学籍上の氏名を無断で改めたり通称名を用いることはできません。

(3) 学籍番号

一人ひとりの学生個別に付与される学籍のことを学籍番号といいます。

学籍番号のしくみ

1	1	7	3	0	0	0	1
大学			学科		個人番号		
入学年度			3芸術				

(4) 学生証

学生証は成安造形大学の学生であることを証明するものです。

常に携帯してください。

＊提示が必要なとき

- 図書館利用時
- 各種証明書受け渡し時
- 通学定期購入時
- 本学と提携している施設を利用する時など

学生証を紛失した場合は、直ちに警察へ届け出て、届出受理番号を聞いておいてください。

再交付は有料(1,000円)となります。

申請は教務課窓口へ。



(5) 身上変更・住所及び連絡先変更、保護者・保証人変更

身上等の事項に変更が生じたときは、教務課の所定の用紙で届け出て下さい。

なお学生証・ライセンスカード記載事項に変更が生じる場合は、無料で学生証を再発行いたします。（旧学生証、ライセンスカードと交換）

また氏名変更をおこなった場合は、Gmailのアドレスも変更可能です。情報メディアセンターで確認して下さい。

変更事項	提出書類	提出先
本人の氏名に変更があった場合	氏名変更届	教務課
本人の住所、連絡先に変更があった場合	住所変更届	
保護者（保証人）に変更があった場合	保護者・ 保証人変更届	
保護者（保証人）の住所に変更があった場合		
保護者（保証人）の氏名等に変更があった場合		

修業年限・在学期間

(1) 修業年限

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な在学期間をいいます。本学では4年です。

第3年次に編入学した場合の修業年限は2年です。

尚、転入学・再入学した場合の修業年限は、入学を許可された年次により異なります。

(2) 在学期間

在学期間は、8年を超えることはできません。第3年次に編入学した場合の在学期間は、4年を超えることはできません。

尚、転入学・再入学した場合の在学期間は、入学を許可された年次により異なりますが、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできません。

また、休学中の期間は在学期間に含めません。

留学

本学と協定を結んでいる外国の大学等での学習を希望する場合、学内選考を経て留学することができます。留学できる期間は1年以内で、留学期間は修業年限に含みます。

転領域（コース変更含む）

領域に所属する学生は、その領域のスタンダードカリキュラムに基づき学修計画をたてます。

領域により2年次からコースを選択してより専門的に学習をすすめます。

所属している領域（コース）から変更を希望する場合は、当該学生の学修状況や受け入れ先の事情などを考慮の上認める場合があります。

- ①まず所属の領域担当教員へ相談してください。
- ②事務手続きは、教務課窓口で行います。
- ③願い出用紙は、変更を希望する前年度1月末までに提出する必要があります。
- ④転領域（コース）の時期は年度初め（4月）とし、1回を限度とします。

休学

病気その他やむを得ない理由により、欠席の期間が2ヶ月以上にわたる場合は、各領域担当教員並びに教務課と相談の上「休学願」を提出し休学をすることができます。但し、疾病等による休学の場合は、医師の「診断書」を添付してください。

尚、疾病その他特別な理由により修学することが認められない者については、教授会の議を経て学長が休学を命ずる場合があります。

(1) 休学手続きについて

所定の「休学願」を教務課で受け取り、必要事項を記入して提出して下さい。領域（コース）担当教員との面談状況を踏まえて休学を決定して許可書を送付します。

(2) 休学期間

休学は休学を許可された日から、原則当該学期末までの期間とします。引き続き休学を希望する者は、あらためて休学手続きをすることで連続して2年間休学することができます。ただし休学期間は通算して4年を超えることはできません。

3. 学生生活 【 】

授業

開講曜日・開講時間 開講曜日 月～金(ただし、科目により土・日の開講もあります。)
開講時間は、1時限90分を原則としています。

1時限目	2時限目	昼休み	3時限目	4時限目	5時限目	6時限目
9:10～ 10:40	10:50～ 12:20	12:20～ 13:20	13:20～ 14:50	15:00～ 16:30	16:40～ 18:10	18:30～ 20:00

欠席

- (1) 授業に出席しなかった場合は、すべて欠席となります。(公欠という制度はありません。)その場合、必ず所定の「欠席届」を授業担当教員に提出してください。
- (2) 原則として出席がその授業回数の2/3に達しない場合は、その科目についての単位認定は受けられません。
- (3) 欠席が続いた場合、または長期にわたって欠席する場合は、授業担当教員および教務課に相談してください。

休校・休講・施設使用

本学の休校、休講、施設使用については以下のいずれかに該当する場合、その状況に応じた措置をとります。

- (1) 授業担当教員や大学の都合により授業を休講とする場合があります。その場合には成安情報サービス授業連絡や休講掲示で連絡します。
また事情により所定授業開始時間から30分を経ても担当教員が出講しない場合は「自然休講」となります。(教務課で確認が必要)
- (2) 気象庁が発表する気象警報において、「滋賀県大津市南部」、「滋賀県大津市北部」のいずれかの地域に、特別警報、暴風警報、または暴風雪警報のいずれかが発令された場合は下記の措置をとります。

<気象警報発令時の授業・施設の取扱い>

- ① 午前7時までに特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除された場合 ▶ 平常授業
 - ② 午前10時までに特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除された場合 ▶ 午前中(1・2限目)のみ休講・施設使用禁止。3限目より開講・施設使用可
 - ③ 午前10時の時点で特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除されなかった場合 ▶ 終日 休校・休講・施設使用禁止
 - ④ 授業中に特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発令された場合 ▶ 発令以降、休校・休講・施設使用禁止
- (3) 下記①～③事情により、休校・休講・施設使用禁止が適切であると大学が判断した場合、休校・休講・施設使用禁止等の連絡は、成安情報サービス・Gmail等で連絡します。
- ① 自然災害等(台風、雷、洪水、暴風、豪雨、豪雪、高潮、津波、噴火、その他異常な自然現象など)により緊急事態と判断した場合。
 - ② 自然災害やストライキによりJR湖西線、JR京都線、JR琵琶湖線のいずれかが運行休止(または長時間の運転見合わせ)になり、かつバス等の代替手段がない場合
 - ③ その他の事情により、休校・休講・施設使用禁止が適切であると学長が判断した場合。

これらに関する情報等は、成安情報サービス・Gmail等でお知らせいたします。

※①～③の緊急事態や河川の氾濫、道路の冠水や浸水、または鉄道への影響により大学から自宅への帰宅が困難な場合や「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断した場合には、学内の安全な場所に避難するなど大学の指示に従ってください。

非常時には「身を守る行動」を優先して下さい。市町村などからの避難勧告・避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所に移動するなど直ちに「身を守る行動」をとってください。

補講

前記の理由等により、休講となった授業については、授業期間内に補講を行います。補講については授業ごとに異なりますので、各自授業連絡等で休講となった科目担当者の指示に従ってください。

電子掲示板『成安情報サービス』

大学からの情報提供をおこなう電子掲示板システムです。キャンパス内からだけでなく、キャンパス外からも閲覧できます。閲覧するには、ユーザーID・パスワードが必要です。



緊急のお知らせ、学年暦（下記参照）、休講・補講など授業に関する情報、シラバス閲覧の他、事務室からのお知らせ（奨学金情報、イベント情報など）が掲示されています。

学年暦とは・・・大学行事の他に、授業日や実習室などの施設使用可能時間、本館棟事務室受付時間、図書館開館時間、情報メディアセンター開館時間、学食・購買部の営業時間、スクールバスの運行時間などのアイコンが、カレンダー形式で表示されています

大学からの連絡

Gmail

全学生に Gmail アドレスを配付します。

『成安情報サービス』に掲載された重要なお知らせ（緊急のお知らせ・休講連絡・授業連絡など）は、掲示と同時に Gmail で配信します。

＊成安情報サービスに掲載されたすべての情報が配信されるわけではありません。

緊急を要する連絡、領域研究室やキャリアサポートセンター事務課・学生課奨学金担当などから個別学生への連絡は、Gmail を通じて行う場合があります。

＊Gmail は毎日確認するようにしてください。

電話連絡

緊急の場合、大学に届け出ている個人の電話番号に連絡することがあります。大学の連絡先（P.117）は、着信拒否しないよう注意してください。

通学

安全上、できるだけ公共交通機関を利用して通学してください。申請により自転車通学・バイク通学・自動車通学を認めています（申請手続きは、学生課にて）。なお、公共交通機関利用時には、本学の学生であることを自覚し、他人に迷惑が掛からないよう心がけてください。

通学経路については、「住所確認および変更届」の『通学経路』に記載し申告してください。申告された通学方法を逸脱した場合や未登録の自転車・バイク・自転車で通学中に事故に遭った場合、加入している保険の申請・適用することができません。

＊保険の詳細についてはP21を確認してください。

通学定期券の購入

現住所と大学との最短路間で購入することができます。通学以外の目的(アルバイトなど)では購入できません。利用する交通機関の定期券販売窓口で所定の通学定期券購入申込書に記入し、学生証と通学証明書(学生証裏面)を添えて購入してください。

通学証明書(学生証裏貼付シール)

通学定期購入時に必要です。前期ガイダンス時に学生課にて手続きを行ってください。

- (1)「通学証明書」に学籍番号・学年・氏名・現住所・通学区間を記入
- (2)「住所確認および変更届」に通学方法(交通機関・通学区間など)を記入
- (3)上記書類を揃えて学生課に申請。確認印のある通学証明書を学生証の裏に貼付

※通学証明書の有効期限は毎年3月31日までです。毎年更新手続きをおこなってください。

※住所変更にともない通学区間が変更になった場合は、「住所変更届」を提出する際に新しい通学証明書を申請してください。

スクールバス ※平成29年3月4日現在です。JRのダイヤ改正で変更になる場合があります。

本年度よりスクールバスの運行について変更があります。間違えないようにしてください。

変更点のポイント

- I. スクールバスは、おごと温泉駅発8:20から成安造形大学発18:22になりました。
- II. 上記以外の指定時間帯は、江若交通の路線バスを利用します。
- III. 午前8時台に一部乗車できた路線バス94系統には乗車できなくなりました。
- ☆「スクールバス運行日」は、P.87からP.110のカレンダーで確認してください。
- (成安情報サービスの「学年暦」または「教学日程」でも確認できます)
- ★「スクールバス時刻表」は、P.19で確認してください。

(1) おごと温泉駅(成安造形大学行)

- ①平日のスクールバス運行日の乗り方
 - スクールバス……おごと温泉駅スクールバス乗り場発 8:20~18:13
 - 路線バス94系統……おごと温泉駅1番乗り場発 18:23~22:27
- ②土休日のスクールバス運行日の乗り方
 - スクールバス……おごと温泉駅スクールバス乗り場発 8:45~18:13
 - 路線バス94系統……おごと温泉駅1番乗り場発 18:23~21:51



(2) 成安造形大学発(おごと温泉駅行)

- ①平日のスクールバス運行日の乗り方
 - スクールバス……大学内スクールバス乗り場発 8:28~18:22
 - 路線バス94系統……大学正門横の路線バス停留所発 18:31~22:35
- ②土休日のスクールバス運行日の乗り方
 - スクールバス……大学内スクールバス乗り場発 8:53~18:22
 - 路線バス94系統……大学正門横の路線バス停留所発 18:31~21:59

- 注1 上記に記載している路線バス94系統は、スクールバス運行日のみ乗車できます。スクールバスが運行していない日には乗車出来ません。
- 注2 上記に記載している路線バス94系統は、降車の際に学生証(職員証)を必ず提示してください。
- 注3 路線バスは、スクールバスのようにバス停で待機はしませんので注意してください。また、一般のお客様も乗車されますので、乗降は速やかにしてください。
- 注4 JRのダイヤ改正にともないバス運行時間が変更になる場合があります。その場合はスクールバスの時刻表を確認してください。
- 注5 授業の無い日や長期休暇期間などスクールバスを運行しない期間があります。
- 注6 学内イベントの日などは、運行時間を変更する場合があります。

平成29(2017)年度 スクールバス運行日の時刻表

時	成安造形大学行				時	おごと温泉駅行			
	スクールバス (スクールバス乗り場)		路線バス94系統 (1番乗り場)			スクールバス (スクールバス乗り場)		路線バス94系統 (正門横の路線バス停留所)	
	平日	土休日	平日	土休日		平日	土休日	平日	土休日
8	20	-	-	-	8	28	-	-	-
	40	45	-	-		48	53	-	-
	55	57	-	-		3	5	-	-
9	12	14	-	-	9	20	22	-	-
	27	30	-	-		35	38	-	-
	44	46	-	-		50	52	-	-
10	6	6	-	-	10	12	12	-	-
	20	20	-	-		25	25	-	-
	36	36	-	-		45	45	-	-
11	52	52	-	-	11	0	0	-	-
	12	12	-	-		20	20	-	-
	37	37	-	-		45	45	-	-
12	52	52	-	-	12	5	5	-	-
	15	15	-	-		23	23	-	-
	38	38	-	-		48	48	-	-
13	55	55	-	-	13	3	3	-	-
	15	15	-	-		23	23	-	-
	37	37	-	-		45	45	-	-
14	53	53	-	-	14	1	1	-	-
	15	15	-	-		23	23	-	-
	38	38	-	-		46	46	-	-
15	54	54	-	-	15	2	2	-	-
	14	14	-	-		22	22	-	-
	36	36	-	-		45	45	-	-
16	54	54	-	-	16	2	2	-	-
	12	12	-	-		20	20	-	-
	38	38	-	-		47	47	-	-
17	54	54	-	-	17	3	3	-	-
	13	13	-	-		21	21	-	-
	36	36	-	-		44	44	-	-
18	54	54	-	-	18	4	4	-	-
	13	13	-	-		22	22	-	-
	-	-	23	23		-	-	31	31
19	-	-	36	35	19	-	-	44	43
	-	-	53	52		-	-	1	0
	-	-	12	13		-	-	20	21
20	-	-	28	-	20	-	-	36	-
	-	-	43	42		-	-	51	50
	-	-	53	-		-	-	1	-
21	-	-	6	5	21	-	-	14	13
	-	-	23	22		-	-	31	30
	-	-	38	-		-	-	46	-
22	-	-	53	52	22	-	-	1	0
	-	-	7	-		-	-	15	-
	-	-	18	17		-	-	26	25
	-	-	36	51		-	-	44	59
	-	-	6	-		-	-	14	-
	-	-	27	-		-	-	35	-

注1 平日と祝日の授業日(①～⑮の期間のみ)に下記の時間帯のみ2台で運行します。

平日おごと温泉駅 8:40発～10:36発

土休日おごと温泉駅 8:45発～10:36発 ただし土曜日の授業日は、1台での運行となります。

注2 部分は、94系統(仰木の里外廻り循環)路線バスに乗りしてください。降車時に必ず「学生証(職員証)」を提示してください。
おごと温泉駅発は、「1番乗り場」から、成安造形大学発は、「大学正門横の路線バス停留所」からの乗降となります。

注3 部分は、「大学正門横の路線バス停留所」からの乗降となります。

スクールバス運行日に限り、下記のおごと温泉駅発の路線バスに乗車することができます。
降車時に必ず「学生証(職員証)」を提示してください。

○96系統(堅田駅行きバス)…乗り場:「2番乗り場」<平日> 8:54 <祝日> 9:03



江若交通の路線バス

スクールバス運行日の朝(混雑時)において、下記の路線バスの無料乗車(通常は210円)が可能です。スクールバスが満員の場合、利用してください。成安造形大学前で降車時に、必ず『学生証』を呈示してください。

注1 JRのダイヤ改正にともない江若交通の路線バス運行時間に変更になる場合があります。
その場合はスクールバスの時刻表を確認してください。

注2 スクールバス運休日には乗車することができませんのでご注意ください。

・96系統 堅田駅行きバス

月曜日～金曜日

○時 間…平日 8時54分発の1便のみ

祝日 9時03分発の1便のみ

○乗り場…2番乗り場

注3 降車する停留所は「成安造形大学前」ですが、停留所は仰木の里東小学校の前です。
横断歩道をわたる際には十分気をつけてください。

自転車・バイク・自動車通学

申請により許可しています。必要書類を添えて学生課へ申請してください。 ※毎年手続きが必要

<必要書類>

自転車……自転車通学許可願・賠償責任保険証書(賠償限度額1億円以上)

バイク……バイク通学許可願・任意保険証書(賠償限度額1億円以上)

運転免許証・自賠責保険証書・車検証(排気量250ccを超える場合)

自動車……自動車通学許可願・任意保険証書(賠償限度額1億円以上)

運転免許証・自賠責保険証書・車検証

※自転車・バイク・自動車通学許可願以外はコピーを提出

大学内における自転車・バイクの駐輪および自動車の駐車 ※毎年手続きが必要

指定された駐輪場または駐車場(P.75～76)に駐輪・駐車してください。

自転車・バイク・自動車の通学許可手続き後に、許可シールまたは許可証をお渡しします。

自転車・バイク:駐輪した際に見える位置(泥よけ付近)に許可シールを貼付すること

自動車:駐車した際に見える位置(フロントガラス付近)に許可証を掲出すること

※駐輪許可シールおよび駐車許可証は、記載された年度内有効

通学時および駐輪・駐車時の注意

- 交通ルールを遵守し、マナーを守り安全運転を心がけてください
- 事故を起こしたときはすぐに学生課に届け出ること
- 学内は通行禁止(駐輪場・駐車場への通行を除く)です
- 学内における事故・盗難等については、大学は一切責任を負いません
- 有効期限内の許可シールが未貼付の自転車・バイクや指定駐輪場以外の場所に
放置された自転車・バイクは定期的に大学にて撤去・処分します
- 近隣住民の迷惑にもなるので大学周辺に駐車しないよう注意してください

近年、大学生の自転車・バイクによる事故が増加しています。運転者本人がケガをするだけでなく、加害者となり多額の損害賠償を求められるケースが増加しています。このような状況から、滋賀県・大阪府・兵庫県では、自転車向けの賠償責任保険に加入することを義務化する条例が施行されました。本学も大学への通学許可申請時には、賠償責任保険(賠償限度額1億円以上)の加入を義務付けています。

個人賠償責任保険未加入者には、「学研災付帯賠償責任保険」(公益財団法人日本国際教育支援協会 1年間の保険料340円)または「学研災付帯生活総合保険」(公益財団法人日本国際教育支援協会 保険料は選択するタイプにより異なる)の加入を推奨しています。詳しくはP.21を参照してください。

保険

学生みなさんが安心して学生生活を送るために、災害・事故への十分な備えが必要不可欠です。本学では、学生本人のケガや病気の補償に加え、他人への賠償を求められる場面に備え、下記の保険への加入をお勧めしています。

*全員加入・・・学部生(留学生を含む)・研究生・科目等履修生

保険の名称	保 険 の 種 類	支 払 保 険 金	保 険 料
学生教育研究 災害傷害保険 (略称:学研災)	不慮の事故によるケガに備える保険 (学生本人のケガに対する補償) 《対象となる活動範囲》 ①正課中 ②学校行事中 ③①②以外で学校施設内にいる間 ④学校施設外での課外活動中(クラブ活動中) ⑤通学中	死亡保険金 後遺障害保険金 医療保険金 *活動の範囲および治療日数により異なる	大学が負担

*任意加入

保険の名称	保 険 の 種 類	支 払 保 険 金	保 険 料
学研災付帯* 賠償責任保険 Aコース (学研賠) ※学生支援部 窓口にて申し 込み	対人・対物事故に備える保険 *活動範囲限定 他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について補償 《対象となる活動範囲》 ①正課中 ②学校行事中 ③①②の往復中 ※バイク・自動車事故は対象外	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度	340円 (1年間) *年度途中に加入しても年度終期までの保険期間です
学研災付帯* 生活総合保険 (付帯学総) ※入学前に案内を送付済	学生生活を広くカバーした保険 個人賠償責任保険、学生本人のケガの補償、学生本人病気の補償、保護者救済費用の4つの基本補償に加え、育英費用、学資費用、下宿生対象の生活用財産・借家人賠償責任などのオプションを組み合わせたタイプを選択できる ⇒下記の滋賀県自転車条例に対応しています	選択するタイプにより異なる	選択するタイプにより異なる (4年間)

学研災付帯*：学研災に加入済であることを前提とする保険です。学部生は学研災に全員加入していますので、加入対象者となります。

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(抜粋)

- 自転車の安全で適正な利用の推進
夜間はライトを点灯し、傘さし運転や携帯電話等を使用しながらの運転はやめましょう。また、自転車を運転するときは歩行者を優先させましょう。
- 自転車の点検整備および防犯対策
自転車の定期点検や整備を行いましょう。また、自転車の防犯登録を行い、駐輪するときは盗難防止のための施錠を行いましょう。
- 自転車損害賠償保険等への加入義務
自転車を利用するときは自転車損害賠償保険等(自転車の交通事故により生じた他人の生命または身体の損害を補償する保険または共済)に必ず加入しましょう。

各種証明書

各種証明書・学割の発行

証明書名	手数料/1通(在学生)	備考
在学証明書 在籍証明書	200円	
卒業見込証明書	200円	卒業年次のみ発行
成績・単位修得(卒業見込)証明書	200円	卒業年次のみ発行
成績・単位修得証明書	200円	
英文証明書(※)	500円	同時申込時に限り、2通目より半額
各資格取得見込証明書(※)	200円	
その他の各種証明書		
学生証再交付(※)	1,000円	
健康診断証明書	400円	
学校学生生徒旅客運賃割引証(学割)	無料	

※ 申込窓口は、学生支援部(教務課・学生課)です。

※ 原則翌平日午後発行(※)の付いている証明書は数日を要します。

※ 卒業生・研究生は手数料が変わります。

アルバイト

アルバイトをする前に知っておきたいこと

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
 バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
 アルバイトでも、残業手当があります
 アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
 アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
 アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

詳しくはこちら
 ポータルサイト
 「確かめよう 労働条件」



インターネットを利用したアルバイト情報の閲覧

学生アルバイト情報ネットワークの求人情報提供サイト「成安造形大学アルバイト情報システム」を利用してアルバイト求人情報を閲覧できます。

利用登録には、大学で交付するE-mailアドレスが必要です。

初めての方は新規登録を行い、ID・パスワードを取得して利用してください。

成安造形大学 学生アルバイト情報システム
<http://www.aines.net/seian/>



ログイン後専用ページ右側に表示されるこのバナーをクリックすれば、成安造形大学学生限定のアルバイト情報にアクセスできます

成安造形大学の学生限定で
 募集中のアルバイト求人！

学生クリエイター制度

地域連携推進センターの学生クリエイター制度に登録しておくと、自治体、企業、個人商店などからポスター、看板、印刷物のデザイン、似顔絵などの作成依頼があった場合に、アルバイトやコンペ、イベント等の紹介情報が届きます。将来デザイナーなどのクリエイターを目指す学生にとってはキャリアアップにつながる有意義な制度です。

登録先：地域連携推進センター renkei@seian.ac.jp

下宿先情報

本学では、学生の皆さんが安心してより良いお部屋探しが出来るように、株式会社 学生情報センターとの連携により下宿・マンションの紹介を行っています。このサービスでは、契約の際「仲介手数料」が「不要」な物件や、「女子専用」「留学生可」等様々な物件の紹介を受けることができます。具体的なお部屋探しの開始から、契約までの手順については下記の連絡先へ連絡し、相談してください。

業務代行会社 株式会社 学生情報センター 京都駅前店
TEL.0120-194-749 (フリーダイヤル) TEL.075-352-0010

学生会

学生会は、学生相互の親睦を図ると共に、学生生活の向上発展を目的とし、成安造形大学に在籍する全学生をもって構成されています。学生会の運営費として、年会費10,000円を納入することになっています。(授業料とともに大学が代理で徴収しています。)

学生総会

学生総会は、学生会の最高議決機関で、学生会執行部が招集し、年1回開催されます。ただし、学生会執行部、学生会監査部が必要と認めた場合、又は全学生の5分の1以上の要請がある場合は、臨時総会が開催されます。

学生会執行部

学生会執行部は、総会につぐ議決機関であり、学生会の執行機関です。学生会の議決事項に基づき、学生会の目的を達成するために活動をしています。毎年1～3月に次年度の役員選挙があります。

<主な活動内容>

新入生歓迎会、学生向けイベントの企画運営

備品の貸出し

クラブ・サークルの統括、活動援助金の割り当て

スクールバスの経費を補助

学生会貸出し備品

テント・ステージ
マイク・スピーカー
クリップライト・ドラムコードほか

※学生会室：A棟1階

学生会監査部

学生会監査部は、学生会の全てを監査する機関です。

特別執行委員会

学生会執行部が特別な目的のため、必要と認めた場合は、特別執行委員会を設けることができます。

クラブ代表者会 (クラブ・サークル総会)

クラブ代表者会は、学生会執行部が設けた特別執行委員会で、各クラブ・サークルの部長で構成され、クラブ・サークル相互の親睦を図るとともに、クラブ・サークル活動の向上発展を目的としています。現在は2ヶ月に1度開催しています。

大学祭実行委員会

大学祭実行委員会は、学生会執行部が設けた特別執行委員会で、大学祭『響心祭』の企画運営をしています。毎年4月にメンバー募集を行います。

学生会Twitter

学内のちょっとした情報やイベント情報などを不定期につぶやきます。
みなさん、気軽にフォローしてください。

成安造形大学学生会執行部twitter →@gakuseikai_

学生会行事

4月	学生総会	学生会の活動方針・行事計画の決定、予算及び決算の承認 または大学生生活の疑問や不満に思うことを直接発言できる貴重な機会
	大学祭実行委員募集開始	掲示物や呼びかけにて募集。説明会など実施
5月	新入生歓迎会	ライブ・ゲームやクラブ・サークルの説明・募集・パフォーマンス等
	クラブ・サークル編成	クラブ・サークルの申請→決定
10月	大学祭「響心祭」	露店・フリーマーケット・展覧会・ファッションショー・ライブ等 盛りだくさん
3月	学生会執行部役員選挙	次年度の学生会執行部役員選挙

※その他、学生会執行部が企画するイベントなど



クラブ・サークル

結成・継続・変更・解散

学生会活動の一環として、学術・文化・体育の課外活動をしているクラブ・サークルがあります。

事項	願・届書	提出先	備考
団体の結成	団体結成及び継続願	学生会執行部	団体結成時、規約・部員名簿添付
団体の継続	団体結成及び継続願	学生会執行部	毎年5月末日まで
団体の変更	課外活動団体変更届	学生会執行部	名称・顧問（部長）、代表責任者の変更時
団体の解散	団体解散届	学生会執行部	団体解散時

- (1)「クラブ」への昇格:「サークル」の場合、実質活動における最低人員3名(および競技人数)を充たして1ヵ年以上活動し、学生会執行部においてその活動状況が顕著と認められた団体を「サークル」より「クラブ」に昇格します。
- (2)降格・廃部:部活動における最低人員を充たさず、2年間以上活動状況が不活発と認められた時、当該の「クラブ」は降格、又は廃部となります。

クラブ・サークル ※2017年2月現在

・バトミントンサークル	・情報デザイン研究会	・ダンスサークル	・ボードゲームサークル
・STUDIO IT's	・居合道部	・釣り部	・立体造形部
・シアターサークル	・陶芸部	・ガンダ部	・CLOUD SEIAN
・版画部	・劇団テフノログ	・こえ製作委員会	・シンフォニックバンド部
・軽音楽部	・アナログゲームサークル	・特撮部	・バスケットボール部
・山岳部			

国際交流

学生生活の中で英語力の研鑽や留学などができるよう、国際交流に関して次のような支援をしています。

- ・ TOEFL 講座
- ・ TOEFL ITP テスト
- ・ 外国人留学生とのマッチング
- ・ 留学説明会
- ・ 留学相談
- ・ 留学関連資料の閲覧・貸し出し
- ・ 交換留学生の推薦
- ・ 留学事前指導
- ・ 留学中のフォロー
- ・ 帰国報告会

※国際交流に関するお問い合わせは学生課まで

外国人留学生

外国人留学生が有意義な学習および学生生活ができるよう、次のような支援を行っています。

- ・ 授業料減免
- ・ 在籍管理
- ・ 在留資格手続き支援
- ・ 留学生交流会
- ・ 適切な在留のための情報提供
- ・ 学習／生活相談
- ・ 日本語科目の提供
- ・ 就職支援
- ・ 交換留学生サポーター制度

※外国人留学生の学生生活に関するお問い合わせは学生課まで

学生意見箱

本学では、学生の皆さんが学生生活を送るうえで、日頃から「こうあったらいいなと思っていること」や「疑問に感じていること」などについての、意見・要望を受け付けるために、学生食堂内に学生意見箱を設置しています。備え付けの用紙に、あなたの意見を具体的に記入して学生意見箱にいらしてください。毎月1日および15日に投かんされた用紙を回収し、担当部署で内容を検討し、可能の範囲で改善します。回答は、成安情報サービス（電子掲示板）で行います。

- ※氏名は公表しません。
- ※内容が不明確な場合は、問い合わせることがあります。
- ※無記名のものは、回答しません。
- ※個人に対する誹謗中傷等は受け付けません。



学生実態・満足度調査

学生実態・満足度調査は、本学に在籍している学生の学生生活を把握するとともに、学修・生活サポート、施設設備に対する満足度を隔年で調査します。調査結果より今後の本学の修学支援、福利厚生等の改善に活かすための基礎資料を得ることを目的としています。

1年生から3年生は3月のガイダンス時に、4年生は1月上旬から実施します。（予定）

調査の集計結果は本館棟1階事務室に設置し、いつでも見られるようにしています。また意見等に対する大学の取組み状況は、適時、成安情報サービスでフィードバックします。

4.学費・経済的支援【 】

学費

学費

項 目	納入区分		<単位・円> 年額
	前期(入学時)	後期	
入学金	200,000		200,000
授業料(総合領域以外)	780,400	780,400	1,560,800
授業料(総合領域)	450,000	450,000	900,000

その他諸経費

項 目	納入区分		<単位・円> 年額
	前期(入学時)	後期	
学生会年会費	10,000		10,000
教育後援会入会金(入学時のみ)	5,000		5,000
教育後援会年会費	20,000		20,000
領域別交流会費(入学時のみ)	2,000		2,000
施設実習費(平成26年～29年入学の総合領域のみ)	43,750	43,750	87,500
卒業制作展作品集・卒業アルバム制作費(4年次のみ)		10,000	10,000
同窓会費(終身会費)(4年次のみ)		20,000	20,000

※教育後援会費、学生会費、同窓会費は代理徴収します。

※学費・その他諸経費は、入学時を除いて毎年、前期(3月31日)・後期(9月30日)に分けて、それぞれの期日までに納入してください。納入にあたっては、大学より前期分は2月下旬、後期分は8月下旬に保護者宛に銀行振込用紙が送付されます。大学への納入は、すべて銀行振込となります。

※特待生・給付奨学生として合格した学生は、学費が異なります。また、特待生・給付奨学生としての適正が維持されているか否かを判断するため、2年次終了時に適正審査を行います。

学費の延納・分納制度

やむを得ない事情で定められた期日までに学費の納入ができない場合、延納または分納することができます。希望する場合は、学費納入期日(前期:3月31日、後期:9月30日)までに「学費延納・分納願」に事由、納入計画を記入して、学生課に提出してください。

(1) 延納の最終納入期日は下記のとおりです。期限内で計画してください。

前期最終納入期日 7月31日 後期最終納入期日 1月31日

(2) 分納の最終納入期日は下記のとおりです。6回までの希望される回数で納入することができます。

前期最終納入期日 8月31日 後期最終納入期日 2月28日(4年生は2月15日)

奨 学 金

成安造形大学の奨学金

修学の意味があるにもかかわらず、経済上の理由により学業継続困難な学生に対し、学業を継続させることを目的とする本学独自の奨学金です。

成安造形大学 学内奨学金 無利子

対 象	全学年
募集時期	毎年4月(毎年申請が可能)
貸与期間	1年間(3月・8月を除く10ヶ月間)
貸与月額	20,000円～50,000円(家計基準により大学で決定する)
返済方法	卒業後10年以内 ゆうちょ銀行指定口座へ振込み

成安造形大学 同窓会奨学基金 無利子

対 象	2年生以上
募集時期	随時
貸与期間	在学中1回のみ
貸与月額	上限100万円(貸与される奨学金は学費に充当)
返済方法	貸与後10年以内 ゆうちょ銀行指定口座へ振込み

日本学生支援機構の奨学金 (平成28年度状況)

国が実施する貸与型の奨学金です。学生本人に貸与し、卒業後に学生本人が返還していくものです。この奨学金には、無利子と有利子の2種類があります。

第一種奨学金 無利子

募集時期	定期採用は毎年4月(予約採用は入学前)
貸与期間	申込みした4月から卒業予定の3月まで
貸与月額	30,000円・54,000円(自宅・自宅外)・64,000円(自宅外のみ)
学力基準	1年生:高校成績評定平均値3.5以上 2年生以上:学部上位1/3以内
返済方法	卒業後6ヶ月経過後から、原則として月賦(毎月)返還

第二種奨学金 有利子

募集時期	定期採用は毎年4月(予約採用は入学前)
貸与期間	申込みした4月から卒業予定の3月まで
貸与月額	30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円(希望により選択)
学力基準	1年生:高校成績が平均水準以上 2年生以上:学部の平均水準以上
返済方法	卒業後6ヶ月経過後から、原則として月賦(毎月)返還

※平成29年度より奨学金事業の新制度の実施が予定されています。

決定次第、成安情報サービス等でお知らせします。

緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)

家計支持者の失業・破産・事故・病気・死亡・災害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となった場合に申込みができます(ただし、家計急変事由発生から1年以内に限られます)。

日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

奨学金に関する相談は、学生課 奨学金担当まで(本館棟事務室内)

地方公共団体・民間団体等の奨学金

地方公共団体・その他奨学金の中には、大学を通さずに直接募集する場合や、日本学生支援機構等の奨学金との併用貸与（または給付）を認めていない場合があります。また、地方公共団体の奨学金には、本人または保護者が在住しているなど条件があります。募集時期や選考基準、貸与・給付金額等はさまざまです。大学を通して募集の案内があった場合は成安情報サービスおよび掲示板等でご案内します。

奨学金年間スケジュール

	日本学生支援機構の奨学金		学内奨学金
	予約採用	在学採用	
4月	(上旬)・予約採用候補者説明会 (上旬)・インターネットによる (下旬)・進学届の提出 (下旬)・奨学金初回振込	(上旬)・日本学生支援機構奨学金・学内奨学金申込み説明会 (中旬)・申込み書類の提出 (中旬)・インターネットによる申込み (下旬) (日本学生支援機構奨学金のみ)	
5月	(中旬)・採用説明会・返還誓約書交付	※学内選考 ↓	
6月	(中旬)・返還誓約書の提出	(初旬)・採用結果発表 (中旬)・奨学金初回振込 (下旬)・採用説明会・返還誓約書交付	(初旬)・採用結果発表・手続書類交付 (中旬)・奨学金初回振込 (中旬)・借用証書等書類提出
7月		(下旬)・返還誓約書の提出	
8月 ～ 10月	奨学金担当窓口につながが必要な場合 (随時) 改氏名・住所変更・休学・退学・留学 振込口座の変更・貸与月額の変更(増額・減額) 連帯保証人・保証人の変更(住所変更含む)等		
11月	貸与終了者 (中旬)・返還説明会	継続願提出対象者	(中旬)・今年度卒業予定者返還説明会
12月	(上旬)・返還書類提出	(中旬)・継続願説明会・貸与額通知書交付	(上旬)・返還書類提出
1月 ～ 3月		12月下旬 ～ 1月中旬 ・継続願提出(インターネットによる提出)	
		1月下旬 ～ 3月下旬 ・適格認定 ※大学が奨学金継続の可否を判断	

◆奨学金継続願未提出者は廃止となり、翌年度4月以降の奨学金は振り込まれません。

◆上記日程は、2016年度の予定であり、変更の可能性があります。日程が決まりましたら成安情報サービス・Gmail等で連絡します。

定期的に成安情報サービス・Gmailを確認し、対象の説明会には必ず出席してください。

(説明会に理由なく欠席した場合は、奨学金の振込を保留する場合があります。)

提携教育ローン

本学では金融機関と提携し、一般より低い利率など有利な条件で融資を受けることができる教育ローンを設けています。詳細は金融機関へ直接お問い合わせください。

機 関 名	名 称	問 い 合 わ せ 先
㈱オリエントコーポレーション	オリコ学費サポートプラン	オリコ学費サポートデスク 0120-517-325
㈱セディナ	セディナ学費ローン	カスタマーセンター 0120-686-909

日本政策金融公庫「国の教育ローン」

「国の教育ローン」は、大学に入学・在学する学生の保護者を対象とした公的な融資制度です。世帯収入（所得）に要件があります。

詳しくは、「国の教育ローン」コールセンターへお問い合わせください。

TEL：0570-008656（ナビダイヤル）またはTEL：03-5321-8656

ホームページ：https://www.jfc.go.jp

短期貸付金制度

在学生および研究生に対し修学および学生生活維持のため、一時的あるいは緊急に資金を必要とする場合、一定期間所定の金額を無利子で貸付し援助する本学独自の制度です。申込みには、学生証と印鑑が必要です。学生課にて受付ます。

<貸付金額> 1,000円～9,000円（1,000円単位）

<貸付期間> 原則として3ヶ月以内

※卒業・修了予定者については、卒業・修了予定日当日までに返還しなければなりません。

※返還を延滞した場合、1年間貸付禁止などペナルティがあります。

成安造形大学教育後援会からの支援制度

【卒業制作展への支援】

卒業制作展の優秀な作品に対して優秀賞、今後の活躍が期待され高く評価された作品について奨励賞あるいは佳作の各賞が授与されます。各賞の賞金を教育後援会と同窓会が支援しています。

【展覧会補助金制度】

本学在籍中の学生（研究生・交換留学生を除く）が展覧会（グループ展・個展）を開催するにあたり、会場使用料、DM・ポスター制作費など経費の一部を教育後援会より補助する制度です。（作品制作にかかった費用を除く）今年度対象となる展覧会開催期間は下記のとおりです。この制度を利用するには、事前の申請が必要です。

開催期間：平成29年4月1日～平成30年3月15日

申請窓口：成安造形大学 総務課 教育後援会事務局

美術館・博物館優待制度

京都国立近代美術館・国立国際美術館・京都国立博物館キャンパスメンバーズ

学部生、研究生、科目等履修生及び教職員は入館時に学生証又は職員証を提示することで、それぞれ下記の特典を受けることができますので、ぜひ、利用してください。詳細は各美術館・博物館のホームページを参照するか、学生課まで問い合わせてください。

【美術館・博物館一覧と加入内容、特典】 2017/4/1～2018/3/31

場 所	連絡先	主な加入内容、特典	利用条件
京都国立近代美術館 〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町	075-761-4111	・コレクションギャラリー 無料 ・企画展 団体料金	本学の身分証明書（学生証）を受付窓口で提示
国立国際美術館 〒530-0005 大阪市北区中之島4-2-55	06-6447-4680	・コレクション展・企画展（地下2階展示場） 無料 ・特別展・共催展 団体料金	本学の身分証明書（学生証）を受付窓口で提示
京都国立博物館 〒605-0931 京都市東山区茶屋町527	075-531-7504	・平常展 無料 ・当館主催イベント 割引 ・特別展覧会 割引	本学の身分証明書（学生証）を受付窓口で提示

京都市動物園

写生及び学術研究等のための無料入園を許可されています。入園の際に、入園券と学生証を提示してください。入園券の申請は、学生課で受付します。

*一般入園者が多い時期など、入園許可できない期間があります。詳しくは学生課で確認してください。

京都市キャンパス文化パートナーズ制度

京都市美術館や二条城などの文化施設が100円で入場できたり、京都国際マンガミュージアムが割引価格（640円）で入場できる制度です。優待施設など詳しくはWebサイトで確認してください。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000111091.html>（京都市キャンパス文化パートナーズ制度）
各文化施設において割引などの優待を受けるには学生個人による登録・入会手続き（無料）が必要です。手続きは「二次元コード」から行ってください。

- （入会の流れ）
- ①二次元コードを読み取る
 - ②表示されたアドレスに空メールを送信
 - ③システムから返信されるメールのURLを選択
 - ④登録フォームで登録完了
 - ⑤再度システムからメールが配信され、記載のURLから「携帯会員証」を表示可能（各施設にて「学生証」とともに提示してください）



二次元コード

展覧会の情報を確認しよう！

学生食堂棟前掲示板や聚英館3階聚英ホール前掲示板に展覧会のポスターやチラシを掲示しています。また、本館棟2階共通教育センター前に展覧会チラシや展覧会招待券などを設置しています。定期的に確認してください。

5.こころと身体の健康【 】

ケガ、体調不良、心身の相談、悩んでいること、何か困ったことは、一人で悩まないでください。健康など身体に関する相談は「保健室」、心身の健康や友人関係などに関する相談は「学生相談室」、授業に関する相談は「教務課」、学生生活全般に関する相談は「学生課」に来てください。確認したいこと、心配ごと、誰に聞けばよいかわからないことなど、どんなことでも相談にのります。

身体 の 健康

保健室

- 本館棟1階に保健室（処置室・休養室）を設置しています。担当職員が、身体のことや心の悩み等の相談に応じています。内容に応じて、学生相談室につながる場合もあります。担当職員が本館棟1階事務室におりますので、利用の際は声をかけてください。
- 本学には医師がおられませんので、頭痛薬や風邪薬等のお薬をお渡しすることはできません。また、ケガの場合は、保健室でできることは応急処置のみですので、応急処置後、専門医の治療が必要な場合は医療機関を紹介します。
- 担架、車椅子を設置していますので、必要場合は申し出てください

〔利用について〕
開 室 日：月～金
（大学行事日は、土・日・祝も開室）
時 間：11：00～17：00（看護師による対応可能時間）
（授業日以外は、10：00～17：00）
場 所：キャンパスマップ参照
利用方法：事務室窓口へ

定期健康診断

毎年3～4月に実施している健康診断は、学校保健安全法によって全学生の受診が義務づけられています。現在の健康状態の把握にもなりますので、必ず受診してください。健康診断を受診していない場合、実習や就職活動時に必要な診断書の発行が大学では出来ません。

緊急時の対応

学内で急病・けが人等が発生した場合、すみやかに学生支援部に連絡し、救命措置が必要な場合は処置を行ってください。また、事務室閉室後に発生した場合は守衛室に連絡してください。

学生支援部 TEL:077-574-2111(代表) 内線番号 148

守 衛 室 TEL:077-574-2111(代表) 内線番号 520

伝染性疾患

学校保健安全法により、出席停止が義務付けられている病気があります。一般的なものを以下に記載します。

【第1種学校伝染病】

重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウィルスであるものに限る）、痘そう、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）など

【第2種学校伝染病】

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

【第3種学校伝染病】

腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎など

■ 疑いのある症状が現れた場合

- ① 大学へは通学しない。
- ② 医療機関を受診する。
- ③ 医師の指示に従い、治療に専念する。
- ④ 回復後は、医師の許可を得た上で通学する。

AED

AEDとは、電気ショックによって、心臓の働きを正常に戻すことを試みる医療機器です。いざというときは、一刻も早くAEDを使って救命活動することは重要です。

AEDは、音声で手順を説明してくれるので、簡単に操作できるようになっています。落ち着いて指示に従って操作してください。

〔AED設置場所〕 (4ヶ所)

- ・ 守衛室
- ・ 本館棟事務室
- ・ 1棟1階インターネットカフェ入口
- ・ 食堂棟学生ホール



医療機関

大学周辺医療機関

医療機関名	種 別	最寄の駅	電話番号	住所・備考
山田整形外科病院	整形外科・外科・内科	JR堅田	077-573-0058	本堅田5-22-27
さいとう整形外科	整形外科	JRおごと温泉	077-573-9966	衣川1-18-8
高山クリニック	外科・脳神経外科・ リハビリテーション科	JRおごと温泉	077-577-3001	雄琴北2-2-31
まつだ内科胃腸科	内科・胃腸科	JRおごと温泉	077-577-3210	雄琴北1-6-14
仰木の里クリニック	内科・消化器科	JRおごと温泉	077-573-2330	仰木の里1-14-7
ほんだクリニック	内科	JRおごと温泉	077-536-5530	仰木の里7丁目1-12
藤澤医院	内科・小児科	JRおごと温泉	077-574-4120	仰木の里東3-7-10
たかはし	循環器内科・小児科・内科	JR堅田	077-572-3982	今堅田2-8-21
小児科循環器科医院				成人循環器も診療
青木レディースクリニック	産婦人科	JR堅田	077-573-5215	今堅田2-26-5
かたた眼科医院	眼科	JR堅田	077-574-1311	真野1-1コジャックビル2F
はやし眼科	眼科	JR堅田	077-574-4321	今堅田2-14-3
山元医院	眼科・皮膚科	JR堅田	077-572-1166	今堅田2-26-20
貴田耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	JR堅田	077-573-7322	本堅田5-21-6
桐山皮ふ科	皮膚科	JR堅田	077-574-3080	真野1丁目1-62コジャックビル1F
けやき歯科医院	歯科	JRおごと温泉	077-574-5558	仰木の里東5-2-14
雄琴歯科医院	歯科全般	JRおごと温泉	077-579-5555	雄琴北1-3-27
岡田歯科医院	歯科	JRおごと温泉	077-574-1888	仰木の里東5-10-1
やまだ歯科医院	歯科	JRおごと温泉	077-577-3222	雄琴北2-2-3
うかい歯科・矯正歯科	歯科・矯正歯科	JR堅田	077-574-2418	真野1-1-62
琵琶湖大橋病院	各種内科・外科・整形外科 眼科・皮膚科・口腔外科	JR堅田	077-573-4321	真野5-1-29

総合病院

医療機関名	種 別	最寄の駅	電話番号	住所・備考
大津赤十字病院	総合病院	京阪上栄町	077-522-4131	長等1-1-35
大津市民病院	総合病院	JR膳所	077-522-4607	本宮2-9-9
大津赤十字志賀病院	総合病院	JR和爾	077-594-8777	和邇中298
社会保険滋賀病院	総合病院	JR石山	077-537-3101	富士見台16-1
滋賀医科大学医学部附属病院	総合病院	JR瀬田	077-548-2111	瀬田月輪町

こころの健康

学生相談室

大学生になると、自由に活動できることが増えてきます。でも、自由になった分だけ、戸惑うことも多くなってくるものです。困ったときは、友だちや先生に話したり、あるいは自力で何とか解決したりすると思いますが、そんなとき、学生相談室を使うという方法を、皆さんの選択肢の一つに入れてみるのはどうでしょう。学生相談室は、学生生活で起こるいろいろなことについて、お話を聴くなかで皆さんをサポートする場所です。自分の感じること・思うことを話す場所がほしい、自分の迷いを一緒に考えてもらえる場所がほしい、自分のことについて考えてみたい、カウンセリングを受けてみたい、など、どんなことでもかまいません。皆さんが学生生活を送る、一つの手助けになれば、幸いです。

利用について

【開室日】 月～金曜日 11時～18時（曜日により変動します。詳細は学生相談室通信参照）
（休室期間：8月・年末年始。臨時休室については、相談室前の掲示をご確認ください。）

【場所】 本館棟1階東端（下図参照）

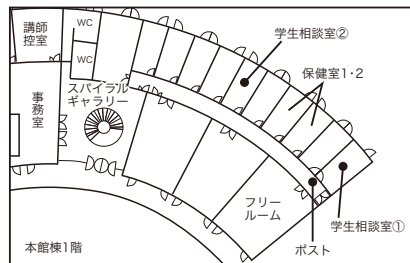
【スタッフ】 月・火・水・金 山川 裕樹（専任相談員・臨床心理士）
月曜 千秋 佳世（相談員・臨床心理士）
木曜 塩本 美佐子（相談員・臨床心理士）
金曜 山本 有恵（相談員・臨床心理士）

【相談内容】 ・友人関係のこと ・自分の性格のこと ・制作・学業のこと
・心身の健康のこと ・家族のこと ・専攻の先生のこと
・将来の方向性のこと ・課外活動でのこと ・その他生活全般でのこと

学生相談室では、大学生活を送る上で生じるいろいろなことについて、どんなことでも専門のカウンセラー（臨床心理士）とお話することができます。一度だけの相談でもかまいませんし、毎週一回50分、継続的なカウンセリングを受けることもできます。成安造形大学に在籍している学生・研究生なら誰でもご利用可能です。なお、秘密は厳守します。

【利用方法】

相談は予約制です。初回予約は、相談室前のポストに申込用紙がありますので、必要事項を記入の上、投函してください。数日以内に相談員から連絡します。



学 園 と 大 学 概 要	
学 籍	活動案内 学生相談室では、個別の相談を引き受ける以外にも、いくつかの活動をしています。学生の皆さんが自分について知る手助けとなるようなグループワーク授業の開催や、【学生相談室通信 えぼけー】の発行などです。えぼけーは相談室前でも配付しておりますので、ご自由にお持ち帰りください。 [グループワーク授業とは？] 現在、人間関係実習1・2を開講しております。この授業は合宿型の集中講義です。グループワークを通して自分自身の特徴や人とのコミュニケーションについて体験的に知っていかうとするものです（詳細はシラバス参照）。学生相談室担当者提供の授業という位置付けではありますが、学生相談に関係なく、お気軽に受講して下さってけっこうです。授業の中で、人との出会いから自分に気付けるような機会が持てればなあ、と思っております。 [学生相談室通信 えぼけーとは？] 学生相談室からのおたよりです。学生相談室のスタッフが書くエッセーを載せて、年に数回不定期発行しております。エッセーが学生生活のちょっとした風通しになるといいなあ、と思って学生の皆さんに向けて書いておりますので、ぜひぜひ持って行って読んでください。学生相談室の前（本館棟1階）と学生相談担当者研究室の前（聚英館3階）で配布しております。なお、えぼけーには学生相談室の開室時間や申し込み方法も記入されております。相談室を利用しようかな、と思った人は相談室通信を見て、開室時間を確認してください。
学 生 生 活	
学 費 ・ 経 済 的 支 援	カウンセラーからひとこと 大学の学生相談、カウンセリング、と聞くと、「自分はこのころの病気じゃないし……」「私には関係のない場所かな……」と思う人もいます。でも、大学の学生相談は、医療機関ではないので、病気の治療を目的とする場所ではありません。学生さんならどんな人でも来ていい場所なのです。実際に、普通の学生生活を送っているけど、「友だちに愚痴を言ってばかりではいけないし、専門の人なら気が楽だから」とか「自分のこころの中にあることを誰かにちゃんと聴いてもらいたくて」とか、そうした理由で学生相談を利用している学生さんもあります。「大学に入って、思ったより友だちができなくて、一人暮らしで話し相手もいなくて……」という理由でも全然かまいません。カウンセラーは「話を聴くプロ」ですので、どんな話でも皆さんの話をお聴きしますよ。自由に話して、学生生活を送るちょっとした彩りにしてください。 もちろん、友人関係の悩み、制作上の悩み、家族関係での悩み、大学が合わないんじゃないか、気分がふさぎ込んで作品に手が着かない、など、立派な（？）悩みもちろんお話しください。学生相談室では、臨床心理士の資格を持った相談員が、あなたのお話をしっかりと聴きして、どのようにしていけばいいだろうか、一緒に道を考えていきたい、と思っています。どのようなことでもかまいませんので、学生相談室を利用してください。みなさんと出会える時を楽しみにしています。
こ こ ろ と 身 体 の 健 康	
ル ー ル と 危 機 管 理	
施 設 紹 介	フリールーム 相談室の隣には、学生がいつでも自由に使える“フリールーム”があります。ちょっと疲れたとき、1人になりたいときなど、自由に使えます。フリールームは、大学内で「何もなくていい場所」です。ちょっと疲れたな、人目がないところで休みたいな、ボーっとしたいな、そんなときにこっそりフリールームを訪れて、ゆっくりしてってください。 また、フリールーム企画としてランチアワー「ランチを一緒に食べましょう」を開催しています。月1回～2回、フリールームの大テーブルでごはんを食べながら一緒に時間を過ごしたいと思います。各自食事や飲み物をご準備ください。お茶だけでも大歓迎ですよ。 <時間・場所> 月～金 9:00～18:30(長期休暇中を除く) 本館棟1階学生相談室前
そ の 他	

障がい学生支援に関する基本方針と受入れ姿勢

【基本方針】

成安造形大学(以下、「本学」という。)は、障がいのある学生が本学での修学、学生生活において、他の学生と等しく教育が受けられるよう、個々の障がいの状態・能力・特性や教育的ニーズに応じて学内外の関係部署等と連携しながら全学的な支援体制を強化し、本学における障がいのある学生に対し、合理的配慮に基づく修学支援及び環境整備を図っていく。また本学は、「国連・障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)等を遵守し、全ての教職員が障がい学生支援の向上・充実を図っていく。

1. 機会の確保

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、高い教養と専門的能力を培えるよう質の高い教育を維持する。

2. 情報公開

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての基本方針・受け入れ姿勢について情報を公開し、社会に対する説明責任を果たす。

3. 決定過程

権利の主体が障がいのある学生本人にあることを踏まえ、本学の体制面、財政面を勘案し、障がいのある学生からの要望に基づいた合理的な調整を行う。

4. 教育方法等

情報保証、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価など必要な合理的配慮を行う。

5. 支援体制

障がいのある学生への支援を全学的に行うため、関連部署が連携しながら具体的方策を検討及び実施する。

6. 施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、キャンパスのバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等に努める。

7. 研修

教職員に向けて障がい学生支援に関する研修(FD、SD)を実施する。

【受入れ姿勢】

本学では、障がいのある学生一人ひとりの状況に合わせて対応できるように相談窓口を設けて支援を行っています。

(1) 入学前の支援について

入学前においては、入学広報課が相談窓口となります。

本学主催のオープンキャンパスや学内見学等で配慮が必要な場合は参加される前に、また受験の際に特別な配慮を必要とする場合はエントリー・出願前に入学広報課までご連絡ください。

入学試験に合格し入学を決めた後に、入学後の相談を希望される方も入学広報課までご連絡ください。ご相談の内容に応じて関連する担当と一緒にご相談に応じます。

(2) 入学後の支援について

入学後においては、学生支援部が相談窓口となります。

学修や学生生活の相談、一人ひとりのニーズに応じた配慮など、さまざまな支援を行っています。

障がい者手帳や医師の診断書の有無に関係なく、みんな等しく学修や学生生活が出来るように、学生または保護者からの相談に応じます。学修や学生生活に関する悩みや相談したいことがあれば、遠慮なく学生支援部にお問い合わせください。

(支援内容)

障がいのある学生の悩みや相談をお聞きし、ノートテイカーの配置、教室での配置の調整、フリールールの提供、授業に関する面談調整、その他個別対応など、お一人おひとりの不安などを解消するための配慮や支援などの具体的な内容について、一緒に考え可能な限りの取組みを行います。

決まった支援策については、学内の関連部署や学生相談室、保健室、領域・コースと連絡・調整・連携して行います。

また、学生相談室では、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが学生の個別支援に応じています。学生生活や課外活動、就職のことや家族のことなど、学生生活で生じるいろいろな悩みについてのカウンセリングを受け付けています。

大学構内の施設・設備においては、車椅子用駐車場やスロープ、多目的トイレなどを一部の施設に設置しており、障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう大学の関連部署と連携協力しながら施設・設備の充実に向けて取り組んでいます。

(3) 就職・進路支援について

就職・進路においては、キャリアサポートセンター事務課が相談窓口となります。

本学の「キャリアサポート」は単なる就職支援だけでなく、生涯にわたってアートやデザインの「研究」「創作」を生活と仕事の両方にいかしていきけるよう、在学中から支援していくことを強く意識しています。

(支援内容)

個別面談に基づき、障がい学生の希望職種・勤務地希望等のニーズを把握したうえで求人を紹介し、学内合同企業説明会へ参加する場合のサポートや、必要に応じて大津若者サポートステーション等の外部機関と連携をするなど、さまざまな取組みをおこないます。

ハラスメント

何気なく言った言葉や行った行為が相手を不愉快にし、人権を傷つけてしまうことがあります。それはハラスメントにあたります。被害者には精神的苦痛が大きく、ましてやそれが日常的に続けば大変なストレスとなります。またその意図がなくともハラスメントとなることを忘れないでください。

ハラスメントについて正しく理解することが大切です

ハラスメント(harassment)とは、

人を苦しめること、人を困らせること、嫌がらせという意味

例えば次のような行為・言動はハラスメントになります

セクシュアル・ハラスメント例

- ・ 相手が嫌がっているにもかかわらず、性的な冗談や容姿についてのからかいを繰り返す。
コンパや懇親会の席上で異性にお酌を強要したり、カラオケでデュエットを強要する。
- ・ 「女のくせに」「男のくせに」といった差別的な発言をする。
教室・研究室にヌード写真を貼る。
- ・ 教育・研究上の成績評価や就職などの便宜を図る代わりに性的要求をする。尚、執拗につけまわすストーカー行為や、嫌がらせの電話・メールを繰り返し送り続ける行為は犯罪です。etc…

アカデミック・ハラスメント例

- ・ 指導教員からの指導拒否・性別差別・研究妨害・恣意的で公平を欠く成績評価、指導の域を超えた人格を否定するような言動。
- ・ 研究等を名目として、学生を必要以上に拘束する。
- ・ 教員の私的な用事を学生に不必要に強いることにより、学生を不快にさせる。etc…

パワー・ハラスメント例

- ・ クラブ活動やサークル・同好会活動において、上級生が下級生に対して常軌を逸したことを強要する。
(一気飲みの強要など)
- ・ 教員・先輩、上級生といった地位を利用したマルチ商法や宗教等への勧誘・強要。
- ・ 意図的に仲間はずれにする。
- ・ 根拠もなく人の尊厳を傷つけたり罵倒したりする内容の言動を、人前で行う。etc…

ハラスメントを起こさないようにするためには

ハラスメントを起こさないようにするためには、一人ひとりが次の事項の重要性について十分認識する必要があります。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切な社会的パートナーであるという意識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- (4) 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。
- (5) セクシュアル・ハラスメントの背景には、偏見や差別意識があることを自覚すること。
- (6) 地位の上位者は、地位の下位者に対して、優越意識や支配意識を持ちやすいことを自覚すること。

懲戒等処分

セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者にふさわしくない非行又は学生の本分に反する行為等に該当する事実が認められた場合は、懲戒等処分に付されることがあります。

もし、ハラスメントを受けたら

悪いのは相手です、我慢したり自分を責めないように

ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されません。

「自分に悪いところがあったからでは」と考えてしまいがちですが、悪い事をしたのは相手です。

相手に、嫌だと感じている事を知らせましょう

一人では言えない場合は、友人や信頼できる人、またはセクシュアル・ハラスメント等相談員に助けてもらいましょう。

自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら

勇気を持って助けてあげましょう。また、相談に乗ってあげたり、相談窓口まで同行してあげましょう。

自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら

ハラスメントが発生した日時、内容等について記録しておきましょう。

セクシュアル・ハラスメント等相談員

本学における、学生の苦情や悩みの相談員は、下記の教職員です。直接相談がしにくい場合には、メールなどで相談内容を連絡してください。

○セクシュアル・ハラスメント等相談員

櫻井 宏哉	(男性・大学教員・メディアデザイン領域)	メール sakurai@seian.jp
三宅 キャロリン	(女性・大学教員・共通教育センター)	メール cmiyake@seian.jp
吉田 周平	(男性・大学職員・入学広報課)	メール shuhei3@seian.jp
養輪 淳子	(女性・大学職員・クリエイティブサポート事務課)	メール minowa@seian.jp
平山 直子	(女性・大学職員・研究・連携支援課)	メール hirayama.n@seian.jp
小林 奈緒子	(女性・大学職員・総務課)	メール nao-koba@seian.jp

プライバシーは守ります

本学では、学園におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程に基づき、セクシュアル・ハラスメント等相談員を配置しております。セクシュアル・ハラスメント等相談員は、秘密を厳守し、相談者が相談したことによって不利になるようなことは決してありません。

6.ルールと危機管理【 】

成安造形大学のルール

遺失物

大学キャンパス内(スクールバス内を含む)の遺失物は、学生課にて管理しています。落し物をしたり拾った場合は、学生課へ届出てください。

※USBメモリの忘れ物が特に多いので、名前を記入するようにしてください。

※持主を特定するため、財布や手帳・USBメモリなど中身を確認します。

※拾得物は、遺失者が判明しない場合は、3ヶ月保管後、大学にて処分します。

親睦会・交流会開催

学内において親睦・交流会を開催することができます。

ルール(1)申請

①飲酒を伴う場合や火気を使用する場合は、実施する1週間前までに、「親睦・交流会許可願(管理監督する担当教職員の認印が必要)」を学生課に提出してください。

②飲酒を伴わない場合や火気を使用しない場合は、実施する前日までに、「親睦・交流会許可願(管理監督する担当教職員は不用)」を学生課に提出してください。

ルール(2)開催可能場所

①食堂棟「学生ホール」 ②食堂棟「食堂」 ③イベント広場 ④本館棟2階講義室

注1 食堂の営業時間内は、使用不可。

注2 イベント広場に隣接するG棟階段周辺、H棟階段周辺およびD棟・E棟・F棟の屋根の下は、使用不可。

注3 本館棟2階講義室は調理を伴わず飲酒もしない場合は、使用可能。

注4 上記以外の実習室や施設は、使用不可。

ルール(3)開催可能時間

①平常授業時 平日(月曜日から土曜日)と祝日(授業日)は、18:10～22:00

②休日使用時 日曜日と授業のない祝日は、9:00～22:00

注1 開催可能時間は、親睦会・交流会の準備と片付けの時間も含む。

ルール(4)煙や匂い、音

①調理をする場合、煙や匂いが実習室等で制作している学生に迷惑がかからないように配慮してください。

②音を出す場合は、大学周辺の住民の方、実習室等で制作している学生に事前に告知するなど迷惑がかからないように配慮してください。クレーム等があった場合など音の使用をやめていただく場合があります。大学生として常識の範囲で楽しんでください。

ルール(5)片付けとゴミの処理

①終了後は速やかに、現状復帰・清掃を行うこと。翌日におこなうことは禁止です。

②ゴミは分別して指定のゴミ集積場へ持っていくこと。シンクのゴミも必ず片付けること。

注1 生ゴミ等を片けずに放置した場合、蟻等の虫が大量発生する原因となりますので注意してください。

その他開催におけるルール(電気の使用など)は学生課で必ず確認してください。

飲酒に関する諸注意

大学生になるとコンパや大学祭・サークル活動等で、飲酒の機会をもつことがあります。飲酒事故が発生し、死亡するケースも出ています。その大半が急性アルコール中毒で、「イッキ飲み」のような大量のアルコールを短時間で飲むことが原因です。飲酒の席では「イッキ飲みをしない」ことは当然ですが、「させない」こともルールのひとつです。また飲めない学生に強要してもいけません。こうした飲酒の強要が大きな事故となり刑事的や民事的責任が発生することもあります。成安造形大学の学生としての自覚と責任をもって節度ある行動に心がけてください。

(1)未成年者は絶対に飲酒しないこと。

(2)無理に飲酒をすすめないこと。勧められても断ること。

(お酒に対する体質は個人差があることを理解すること)

(3)無理な飲酒は急性アルコール中毒等の原因となり、死亡事故につながるケースがあることを自覚すること。

(4)飲酒後は自転車・バイク及び自転車の運転はしないこと。

卒業生および学外の一般者の施設使用

大学の施設は、成安造形大学の学生と教職員が研究・教育、課外活動に使用するためにあります。

①卒業生および学外の一般者（他大学の学生含む）への無料での施設貸出しはしません。

使用する場合は、総務課で所定の手続きをおこない、施設使用料を納めていただきます。

②本学学生が主体的（人数的にも大半を占める）な活動において卒業生および学外の一般者（他大学の学生含む）と施設使用する場合は、「会議・イベント等学外参加者届」に必要事項を記入し、事前に学生課に申請してください。

その場合でも、卒業生および学外の一般者（他大学の学生含む）に対して鍵の貸出しはおこないません。

ポスター・チラシ・DMの掲示と設置

ポスター等の学内掲示については、学生課の「掲示物許可台帳」に必要事項を記入して申請し、許可を受けてください。掲示する際には、以下の点に注意してください。

(1) 掲示物には、必ず発行責任者または団体名を明示すること。

(2) 許可印を必ず押すこと。

(3) 掲示場所は、学生課の指示する場所に限ること。

(4) 掲示方法は、押しピン・セロテープなど跡の残らないもので4スミをきっちりとめること。

(5) 掲示期間終了後はすみやかに撤去し、学生課へ撤去終了を報告すること。

※ルールに違反した掲示物の申請者には、ペナルティとして一定期間掲示を許可しません。

【学外掲示】学外に掲示するものについては、それぞれの地方自治体・警察署の許可を受けなければならないので、特に注意してください。

学生食堂内（学生ホールとの間）に、学生のみなさんの展覧会チラシやDM設置コーナーを設けています。自由に設置してください。但し、本学の学生主催または参加している展覧会のチラシやDMに限ります。また、会期終了後は速やかに撤去してください。

学内作品設置

○BS（バーストップ）ギャラリー

学内スクールバス停横のBSギャラリーは、学年やジャンルを問わず、学生が自由に展覧会を企画できるギャラリーです。※詳しくはP.67参照

○学内作品設置

合評や授業のため学内に作品を設置する場合、「学内作品設置願出書」に必要事項を記入し、設置の3日前までに教務課に提出し、設置許可を受けてください。この場合、指導教員の認印を必要とします。なお、設置にあたっては教務課の指示に従ってください。

学生個人宛荷物の受取

作品制作に必要な材料、学生個人やグループの展覧会のチラシなどを発注先より大学宛に送付（納品）する場合、学生課にて事前に申請手続きをしてください。

※但し、私物の送付は認めません。

ペット・動物の持ち込み禁止

キャンパス内にペット・動物の持ち込みは衛生上の問題等があり禁止です。

但し、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴は、学生課まで相談してください。

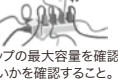
施設屋上の立入り禁止

学内の全ての建物の屋上は、防水処理の関係と落下の危険があるため、立ち入りを禁止します。

喫煙

建物内は全面禁煙です。屋外でも指定の喫煙場所（P.75・P.76参照）以外での喫煙は禁止します。また、歩きタバコ・タバコのポイ捨ては絶対にやめてください。未成年の喫煙は厳禁です。

*健康のため、禁煙をお勧めします。

学 園 と 大 学 概 要	スケートボード、インラインスケート、ローラースケート等の禁止 スケートボード、インラインスケート、ローラースケート、ローラシューズなど車輪を靴底等に取り付けて地面を滑走する運動用具等の使用は、安全性を重視し、大学構内および通学にとまなう路上での使用を禁止します。練習場所が整備された公園、練習することが可能な公園で、安全を確保するための装具等を着用して使用してください。
学 籍	自転車・バイク・自動車の学内通行の禁止 通学許可を得た自転車・バイク・自動車であっても、安全性確保のため大学構内の通行は禁止（駐輪場または駐車場への通行、許可を得た学内清掃関連の車両や工事車両は除く）です。 また駐輪場や駐車場では、徐行による安全運転を心がけてください。
学 生 生 活	許可の無い車輛の学内駐輪場・駐車場の使用禁止 学内の駐輪場および駐車場（バイク用、車用）を使用できるのは、通学許可を受けて許可証を貼り付けている（車はダッシュボードに掲出している）場合だけです。一時的であれ許可書の無い場合は使用することはできません。違反している車両を発見した場合は、強制撤去または車輛を拘束することもありますので注意してください。
学 費 ・ 経 済 的 支 援	無人航空機（ドローン）の構内での使用について 日本では、有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などの危害を及ぼすおそれが高い地域では、無人航空機（ドローン）を飛行させることは、原則禁止されています。本学は「人口集中地区の上空（C）」にあたり、無人航空機（ドローン）を飛行させようとする場合は、安全の措置をした上で、「国土交通大臣の許可を受ける必要」があります（屋内で飛行させる場合は不要）。その上で大学に許可申請をおこない、許可を受けてください。 (1) 大学の上空（屋外）で飛行させる場合の条件 条件①安全の確保、措置をすること 条件②国土交通省大臣に申請をおこない許可を受けること 条件③航空法をはじめ各種注意事項を遵守すること 条件④教員が担当する授業の一環として大学に申請すること及び飛行させること。 条件⑤ドローン賠償責任保険（対人・対物）に加入すること。 (2) 大学の建物内（屋内）で飛行させる場合の条件、上記条件①、③、④、⑤。 条件⑥飛行させる場所は体育館（全面使用時）のみとする。
こ こ ろ と 身 体 の 健 康	空調温度 地球温暖化防止対策として、本学ではエアコンの温度を原則として下記のとおり設定しています。皆様のご協力をお願いします。また、教室不在の際は、消灯・エアコン停止など省エネを心がけましょう。 夏期（6月から9月） 冷房設定温度 28℃ 冬季（11月から3月） 暖房設定温度 20℃ ※各部屋の温度状況により、設定温度を事務局で変更します。
ル ー ル と 危 機 管 理	電気製品の使用 最近、タコ足配線によるショートが学内でも増えています。以下の点に気をつけて電気を安全に使用しましょう。
施 設 紹 介	コードを束ねたまま使用しない。巻き取り式の延長コードは全部伸ばして使用すること。  タコ足配線は極力使用しない。  ※使用する際は、タップの最大容量を確認しオーバーしていないかを確認すること。 プラグはしっかり差し込まれているか確認し使用すること。  プラグにホコリがないか確認して使用すること。  電源コードが傷んだ器具は絶対に使用しないこと。  濡れた手で電気器具に触らないようにすること。  コードは踏みつけないようにすること。 
そ の 他	※各器具に消費電力が記載されていますので、必ず確認して使用してください。 ※1つのコンセントから1,500Wまでで使用できますが、2,3箇所のコンセントの合計が1,500Wとなります。 1,500Wを超える電力を取る必要がある際は総務部までご相談ください。

ごみの捨て方

本学では、生活ゴミとして「一般ゴミ」「リサイクルゴミ」「プラスチック類・不燃ゴミ」の3種類、特殊ゴミとして「木類」「石・硝子類」「電池」の3種類の計6種類のごみの分別回収を行っています。生活ゴミは、ゴミ箱を各実習室に設置しているほか、下記の場所にゴミステーションを設けていますので、そちらに廃棄してください。また、特殊ゴミについては、別に廃棄場所を設けておりますので、そちらに廃棄してください。

★ゴミステーション設置場所

- ①本館棟2階024教室前廊下 ②図書館棟1階トイレ前 ③聚英館1階裏口
④B棟1階東側階段下 ⑤G棟2階東側階段踊り場 ⑥H棟2階東側階段踊り場
⑦I棟1階インターネットカフェ横

区分	ごみの種類	設置場所
一般ごみ	紙類(くしゃくしゃに丸まったものなど、再利用ができない用紙など)	各実習室 もしくはゴミステーション
	少量の生ごみ	
	枯葉・草類	
リサイクルごみ	飲料水容器(缶・瓶・ペットボトル)	J棟山側コンテナ
プラスチック類・不燃ごみ	上記以外のごみ(溶剤・液体類は除く)	
木類	木材ごみ	
石・硝子類	石材ごみ	D棟鉄工ラボ前コンテナ
	硝子・瓶類	
電池	乾電池 ※コイン型電池・ボタン型電池・小型充電式電池は回収できません。近くの電気店等に相談してください。	本館棟事務室

※各実習室のゴミ回収は2週間に1度です。ゴミ箱から溢れ出すなど不衛生な時は、気づいた人がゴミステーションへ搬出してください。

※大量にゴミが発生する際は、事前に総務課に御連絡願います。別途回収いたします。

※調味料容器(マヨネーズ・ケチャップ・焼肉のたれ等)は、中身を必ず洗い流して廃棄してください。

有価資源の回収

本学では、循環型社会の実現に向けた取り組みとして、古紙類・鉄類などの資源回収を行っています。古紙類は食堂棟横の回収専用倉庫もしくはゴミステーションに、鉄類はD棟の回収専用コンテナに出してください。また、段ボールや古新聞、古雑誌だけでなく、コピー用紙1枚でも有価資源として回収できますので、お近くのゴミステーションに設置している回収ボックスに入れてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	ごみの種類	設置場所
古紙類	段ボール	食堂棟横回収専用倉庫 もしくはゴミステーション
	新聞・雑誌(書籍)	
	書類・チラシ類(丸まっていないもの)	
	シュレッダーごみ	
鉄類	金属ごみ	D棟鉄工ラボ前 回収専用コンテナ
	空缶類(飲料水・スプレー缶など)	

※スプレー缶は、中身が入ったまま出されると大変危険です。回収専用コンテナの横に専用の道具が常備してありますので、必ず中のガスを抜いてから出してください。

ネットワーク利用 ガイドライン

利用案内

本学のネットワークでは以下のサービスがあり、各コンピュータールームやインターネットカフェなどで利用できます。

1-G Suite for Education（ウェブメール）

メールやファイルの送受信ができます。

2-成安情報サービス

本学の学生・教職員が利用する電子掲示板システムです。掲示板、休講・補講、授業連絡、シラバス閲覧などが利用できます。

3-Seian File Server

授業資料のダウンロード、課題作品のアップロードなどに利用できます。

4-www3 Server

授業用の学内ウェブサーバです。課題サイトを学内で公開できます。

5-Seian Spot

学内に自分のノートパソコンなどの端末を持ち込んでインターネット無線接続ができます。学内LAN（Seian File Serverやクラス専用ファイルサーバなど）には接続していません。

個人のID・パスワードを入力して、ログインした場合、終了時には必ずログアウトしてください。
ログアウトしなければ不正に利用される可能性があります。

利用手続き

本学のネットワークサービスのうち、ウェブメール、成安情報サービス、授業用ウェブサーバを利用する場合は、アカウントやユーザIDが必要です。

1-G Suite for Education（ウェブメール）

入学時にメールアドレスと仮パスワードを発行します。

パスワードを忘れた場合は、Gmailのサイト上で変更してください。

その他、利用については、別紙「使用マニュアル」を参照してください。

2-成安情報サービス

入学時にユーザIDとパスワードを発行します。

パスワードを忘れた場合は、情報メディアセンターに申請してください。手続き完了は翌日以降になります。

その他、利用については、別紙「使用マニュアル」を参照してください。

3-Seian File Server

学生は共通のユーザIDを使用します。各コンピュータ室に掲示している「Seian File Serverの利用案内と接続手順」を参照してください。

教職員には必要に応じて利用できる範囲の異なるアカウントを発行しています。

4-www3 Server

授業でアカウントを配付します。

パスワードを忘れた場合は、情報メディアセンターに申請してください。手続き完了は翌日以降になります。

【利用上の注意】

利用は学内のみです。

5-Seian Spot

【接続方法】

インターネット無線接続が可能な端末（PCやスマートフォンなど）を使用し、接続します。方法は端末により異なりますので、各自端末のマニュアルでご確認ください。

接続には専用のパスワードが必要です。パスワードは成安情報サービスでお知らせします。（パスワードは毎年度変更になります。）

【使用上の注意】

- ・接続については、自己責任で行ってください。接続で発生したネットワークトラブル等に対して大学は一切関与しません。
- ・自分のノートパソコンのウイルス対策などは各自で行ってください。
- ・接続に関するトラブルが発生した場合、予告なしに接続を停止する場合があります。

【接続場所】

各施設内、イベント広場

※  このマークがある所がつながりやすいです。

禁止事項

本学のネットワークでは、以下の事項を禁止しています。

1-アカウント、パスワードに関する禁止事項

- (1) アカウントは他人へ譲渡、貸借しないこと。
- (2) パスワードは他者へ漏洩するような場所に記録しないこと。

2-セキュリティに関する禁止事項

- (1) コンピュータウィルス等、有害なプログラムやデータを持ち込まないこと。
- (2) スパムメールなどが頻繁に届くメールアカウントを使用しないこと。

3-システムの機能維持に関する禁止事項

- (1) 本学のネットワークシステム、プログラムまたはデータを破壊または改変しないこと。
- (2) ファイル共有ソフトは、ネットワークに負荷を与えるだけでなく、法律上またはセキュリティ上も問題があるため、インストールも使用もしないこと。

学 園 と 大 学 概 要	倫理的問題 本学のネットワークを利用する際にはこの遵守事項を守って利用してください。 この遵守事項に違反した場合には、利用の取り消しまたは停止をすることがあります。
学 籍	1-コンピュータ（端末）の利用について コンピュータを利用する場合には、以下のことを遵守してください。
学 生 生 活	(1) 他人のプライバシーを侵害しないこと (2) 特定の個人や団体を誹謗中傷しないこと (3) 教育、研究にそぐわない行為をしないこと (4) 法律、大学が定める規定等に違反しないこと (5) 他の利用者に迷惑もしくは損害を与えないこと (6) コンピュータ等を利用して他人の人権を損なう行為をしないこと (7) コンピュータ等の正常な運用を妨げるような行為をしないこと (8) 個人情報の取扱いについては、最善の注意をはらうこと
学 費 ・ 経 済 的 支 援	2-G Suite for Education（ウェブメール）の利用について G Suite for Educationを利用する場合には、「1-コンピュータ（端末）利用について」の他に、以下の事項を遵守してください。
こ こ ろ と 身 体 の 健 康	(1) 他人のメールや個人情報などを無断で公開しないこと (2) 許可されたアカウント名でメールを送受信すること 3-成安情報サービスの利用について 成安情報サービスを利用する場合には、「1-コンピュータ（端末）利用について」の他に、以下の事項を遵守してください。
ル ー ル と 危 機 管 理	(1) 他人のメールや個人情報などを無断で掲示板に投稿しないこと (2) 他人のユーザIDで記事を投稿しないこと (3) 投稿した記事については投稿者が責任を持ち、掲示期間が終了したらすみやかに記事を締切るか削除すること 4-World Wide Web（ホームページ）作成について ホームページを作成し公開する場合には、「1-コンピュータ（端末）利用について」の他に、以下の事項を遵守してください。
施 設 紹 介	(1) 著作権を侵害しないこと (2) 情報を公開する場合は個人の責任で行うこと (3) 大学の品位を損なうような情報を発信しないこと
そ の 他	

5-学内ネットワーク利用について

学内ネットワークを利用する場合には、「1-コンピュータ（端末）利用について」の他に、以下の事項を遵守してください。

- (1) コンピュータ室、研究室などで使用するIPアドレスは許可されたものを使用すること

6-コンピュータ室利用について

コンピュータ室を利用する場合には、「1-コンピュータ（端末）利用について」の他に、以下のことを遵守してください。

- (1) 著作権を侵害しないこと
- (2) 他人に迷惑をかけないこと
- (3) コンピュータ室内で飲食をしないこと（ペットボトルなどの蓋付きの飲み物は可）
- (4) コンピュータ室内で喫煙をしないこと
- (5) ゴミ、不要用紙などは決められた場所に捨てること
- (6) 机、コンピュータ、室内を汚さないこと
- (7) 授業および講習会中の場合、個人の使用は、原則禁止
- (8) コンピュータ室内の機器、装置、マニュアル類を壊したり、持ち帰ったりしないこと
- (9) コンピュータ室に入出力機器を持ち込んで使用する場合には、許可を得ること
- (10) プリンタ用紙を浪費しないこと
- (11) コンピュータ室内での携帯電話の使用は、他人に迷惑をかけないよう配慮すること

ペナルティ

「禁止事項」および「倫理的問題」に違反した場合、アカウントの剥奪およびサーバ上の不適切なファイルの削除を行う場合があります。

異議申立の手続

本学のネットワーク利用における異議申立は、学生支援部におこなってください。

<用語説明>

「アカウント」 Account

OSやネットワークを通してコンピュータ（端末やサーバ）を利用するための固有のIDナンバー（ユーザID、アカウント名とも呼ばれる）やその権利。利用者の識別や、個別の情報の管理のために用いられる。

「ユーザID」 User Identification

利用者を識別するために、各利用者に割り当てられる名前のこと。

「パスワード」 Password

利用者がサーバなどにログインする（接続し利用する）場合に、本人であることを証明するために使用する数字や文字列。入力した数字や文字は画面には表示されないようになっている。ユーザIDとともに使用する。

成安造形大学「G Suite for Education」利用規約

平成28年3月1日制定

1. 目的

成安造形大学(以下「本学」といいます)は、学内の情報を円滑に共有するため、「G Suite for Education」の利用を開始します。

2. 運営

本学のseian.jpドメインを用いたメールサービス(以下「本サービス」といいます)は、Google社の「G Suite for Education」を利用しており、Google社が運営します。したがって、本サービスの利用にあたっては、本規約のほか、Google社が定める「Google利用規約」「Googleプライバシーポリシー」(これらを総称して「Google社の規約等」といいます)に同意する必要があります。なお、本規約およびGoogle社の規約等は、メールサービスの利用をおこなうことで、同意したものとみなされます。

3. 利用者

本サービスの利用者は以下の者としします。

- (1) 本学学生及び研究生
- (2) 学校法人京都成安学園教職員
- (3) 本学卒業生及び修了生(2010年9月卒業生及び修了生より)
- (4) その他、情報メディアセンター長が認める者

4. 個人情報

利用者は、Google社が利用者に対して本サービスを提供するために、本学がGoogle社に対して、利用者の個人情報(氏名、学校名、学校メールアドレス、入学年度および所属学部等)の本学における利用者の属性に関する情報をいいます。)を提供することに同意することとします。なお、Google社に提供された利用者の個人情報は、Google社によってGoogle社の「プライバシーポリシー」(<http://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/>)に従い取り扱われます。

5. 情報の活用

本学は全ての利用者に対して本学からのサービスに関する案内、通知などのために利用者の登録情報を活用します。

6. 問い合わせ窓口

本サービスに関する問い合わせ窓口は、「情報メディアセンター」とします。

7. G Suite for Educationのアカウント及びパスワードの管理と再発行

G Suite for Educationのアカウント及びパスワードは、利用者の責任において管理することとします。G Suite for Educationのアカウント及びパスワードの漏えい及び不正使用等が生じた場合の責任は利用者にあるものとします。万が一利用者が、G Suite for Educationのアカウントのパスワードを失念した場合、利用者の求めに応じ、本学が利用者にな代わって、G Suite for Educationのパスワードの再発行を行います。

8. 禁止事項及び罰則

本サービスを利用する上で、以下の行為を禁止します。違反した場合、本学が調査をおこない、違反者のアカウントを削除し、本学ネットワーク利用上制限を科します。

- (1) 法令が禁止する行為、公序良俗に違反する行為
- (2) 他の利用者や本サービスへの妨害行為
- (3) 本サービス内容の改変・消去、他人に経済的損害または精神的苦痛を与える行為
- (4) 同意のない利用者本人以外の個人情報の開示、名誉毀損、虚偽情報の発信・流布、他人へのなりすまし行為
- (5) 利用者本人以外に本サービスを利用させる行為
- (6) G Suite for Educationのアカウント及びパスワードを他人に貸与又は譲渡する行為
- (7) ストーカー行為、嫌がらせ・誹謗中傷、過剰に攻撃的な行為、その他本学が不適切と判断する行為

9. 免責事項

- (1) 利用者のG Suite for Educationのアカウント及びパスワードに基づく本サービスの利用は、すべて利用者自身が自らの責任で行ったものとみなします。第三者の機密事項盗用に伴う損害発生については、本学は一切責任を負いません。また、利用者に関する第三者からの苦情等についても、利用者自身の責任で対応するものとし、本学は一切の責任を負いません。
- (2) Google社が提供するシステムの内、メールシステム以外のシステムにおける質問、要望等について本学は関知いたしません。
- (3) G Suite for Educationのアカウントを用い、Google社が提供する様々なシステム及びサービスを利用した行為について本学は一切の責任を負いません。
- (4) 急な保守または天災等の不可抗力により、本サービスを中断・中止することがあります。この場合、本学はかかる中断・中止について一切の責任を負いません。
- (5) Google社によるサービスの終了または利用規約の変更により、本サービスも終了することがあります。この場合、本学はかかる終了について一切の責任を負いません。

10. 規約の改廃等

本学は、合理的な理由が生じた場合、利用者の承諾なしに本規約を廃止・変更・修正できるものとします。当該廃止・変更・修正は本学の選択する方法で公開した時点で効力が生じ、常に最新の規約が適用されます。

付記 この規約は平成28年3月1日より適用します。

防災マニュアル

(1)地震編

地震の発生に備えて

- ①什器を固定するなど、転倒等しないように。
- ②消火器、消火栓、火災報知機、放送設備等の使用方法や設置場所などを確認する。
- ③二つ以上の別な方向への避難経路を決めておく。
- ④廊下や出入り口、階段などには避難の妨げになるようなものは置かない。
- ⑤非常持ち出し物品の内容及び置き場所について確認しておく。
- ⑥日頃から、使用しないときはガスの元栓を締めておく。

地震が発生したら

地震発生から2分(まず自己の安全を守る)

- ①机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。
- ②落下物・転倒物から特に頭部を守る。
- ③ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ④あわてて外に飛び出さない。
- ⑤エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合は、非常ボタンを押して救助を待つ。
- ⑥自動車を運転中は、ゆっくりと道路の左側に寄せてエンジンを切る。

揺れが収まったら

- ①使用中の火を消す。ガスの元栓を閉める。
- ②電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。
- ③倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。
- ④自動車を運転中は、ラジオで状況を把握する。避難する際は、連絡先メモを残し、キーはつけたまま、車検証を持って徒歩で避難する。
- ⑤負傷者がいた場合、救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。

火が出たら

- ①大声で周囲に知らせる。また、火災報知機を使用する。
- ②消火器、消火栓等により初期消火を行う。
- ③炎が人の背丈以上になったときは避難する。

建物の崩落等の危険を発見したら

- ①大声で周囲に知らせる。また、火災報知機を使用する。
- ②緊急連絡網等により担当教職員へ連絡する。
- ③危険地域には絶対近づかない。
- ④重傷者がいて一刻を争う場合は、自らの判断で119番通報する。

119番通報

- ①落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由等を正確に知らせること。(わかる範囲で構わない。)
- ②教職員は、道路に出て消防車等の誘導を行う。また、消防車等の進入路の確保を行う。

避難指示

- ①放送設備又は電話を使用。無理であれば、教職員が各施設を回り口頭連絡する。
- ②緊急電話以外の電話はしばらく控える。

避難するときの注意

- ①エレベーターは使用しない。
- ②施設に不慣れな来客者や障害者の方などの避難を積極的に支援する。
- ③ドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。
- ④ガラスや看板など落下物に注意し、頭部を守る。
- ⑤傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊の恐れのあるものには近寄らない。
- ⑥出火時は、姿勢を低くし、ハンカチやタオルを口と鼻にあて煙を吸わないようにする。
- ⑦いったん避難したら再び中に入らない。

避難状況の確認

- ①落ち着いて、避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な状況・数字を踏まえて知らせること。

情報収集

- ①情報は教職員、テレビ、ラジオ、消防署、行政等信頼できる筋から収集する。
- ②デマや噂など不確実な情報に惑わされないように注意する。
- ③大規模地震の場合、教職員及び学生の安否確認を行う。

学 園 と 大 学 概 要	(2)火災編 火災の発生に備えて ①火気近くに燃えやすいものは置かない。 ②消火器、消火栓、火災報知器、放送設備等の使用方法や設置場所などを確認しておく。 ③二つ以上の別な方向への避難経路を決めておく。 ④廊下や出入り口、階段などには避難の妨げになるものを置かない。 ⑤喫煙は所定の位置で。室内で喫煙の場合は、必ず水をかけるなど確実に消えていることを確認すること。 ⑥非常持出物品の内容及び置き場所について確認しておく。 ⑦日頃から、使用しないときはガスの元栓を閉めておく。
学 籍	火災を発見したとき ①とにかく大きな声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。 ②緊急連絡網により、担当教職員へ連絡する。 ③明らかに消火不能な場合は避難し、119番通報する。 ④重傷者がいる場合は、119番通報する。
学 生 生 活	初期消火 ①消火器の使用方法 ア 黄色いピンを上引き抜く。 イ ホースを外して目標に向ける。(炎に向けず、燃えているものに向ける) ウ 手元のレバーを強く握り締める。(手前から帚で掃くように) ②消火栓の使用方法 ア ホースをのばす。 イ ボンプ起動スイッチを押す。 ウ 開閉弁を開く。 エ 出火場所へ行き、燃えているものへ放水。
学 費 ・ 経 済 的 支 援	119番通報 ①落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災状況及び避難状況を正しくはっきりと知らせること。(わかる範囲でよい) ②教職員は、道路に出て、消防車等の誘導を行う。 ③教職員は、消防車等の進入路の確保を行う。
こ こ ろ と 身 体 の 健 康	避難指示 ①放送設備又は電話を使用。無理であれば教職員が各室を回り口頭連絡する。
ル ー ル と 危 機 管 理	避難するときの注意 ①姿勢を低くして、濡れたハンカチやタオルを口と鼻にあて、煙を吸わないようにする。 ②非常時持出物品を持って避難する。 ③エレベーターは使用しない。 ④施設に不慣れな来客者や障害者の方などの避難を積極的に支援する。 ⑤延焼を少しでも抑えるため、ドア及び窓は閉める。鍵はかけない。 ⑥いったん避難したら再び中には戻らない。 避難状況の確認 ①落ち着いて、避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正しくはっきりと知らせること。
施 設 紹 介	①災害が起こった場合は、学内放送等で避難などの連絡をいたしますので、指示にしたがってください。 ②成安造形大学の近隣で大津市から指定されている「避難場所は、仰木の里東小学校のグラウンド」など、「避難所は、仰木の里東小学校の体育館」など、「広域避難場所は、堅田高校周辺、仰木西公園」などがあります。 ③成安情報サービスで公開している「成安造形大学危機管理基本マニュアル」を確認ください。 ④NTTが提供するサービス災害用伝言ダイヤル「171」の活用や各携帯電話会社には災害時に提供する災害用伝言板というサービスがありますので事前にチェックしてください。
そ の 他	

その他気をつけなければならないこと

国民年金への加入

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられており、学生も20歳になったら国民年金に加入する必要があります。20歳になった学生は必ず加入手続きをして、将来の年金受給権を確保しましょう。国民年金の加入手続きは、住民登録している市区町村の国民年金担当窓口で行います。



国民年金学生納付特例制度

学生を対象に国民年金の保険料納付が猶予される制度です。

本人の所得が基準以下の場合、申請（毎年必要）の上、承認されることで保険料の納付が猶予されます。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例制度の申請をしましょう。申請手続きは、住民登録している市区町村の国民年金担当窓口で行います。

◎学生納付特例制度のメリット

- ①病気やけがで障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。

例）在学中のスポーツのけが、病気や事故に備えられます。

- ②年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。

学生納付特例制度の詳細は日本年金機構のホームページで確認できます。



マイナンバー（社会保障・税番号）制度

国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されました。この制度は、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用することとなります。

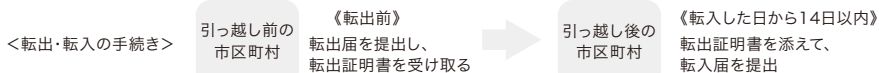
学生のみなさんも、アルバイト等の採用に当たってマイナンバーの提示を求められることとなりますが、取扱いには注意し、安易に友達などに教えることのないようにしてください。

※マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得などに注意してください。



住民票の住所変更について

進学などで引越しをされた方は、原則、現在住んでいるアパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きしましょう。



○転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」等の手続きも必要です。※詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。

選挙権

選挙権年齢が「18歳以上」に変更になりました。学生のみなさん全員が有権者となります。日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要な基本的な機会です。学生のみなさんも政治への関心を持ち、選挙権を行使しましょう。



※国政選挙の場合は常に選挙権がありますが、地方選挙の場合は、住民票がつくられた日

（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3カ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人に選挙権があります。現住所地で地方選挙に参加する場合は、住民票の移動手続きが必要です。

学生生活でのトラブル

学生生活を送る中で、何らかのトラブルに見舞われる可能性があります。事件や事故はもちろん、最近ではインターネット関連のトラブルも増加傾向にあります。もし何らかのトラブルに巻き込まれた、あるいは巻き込まれそうな時は、すぐに学生課に相談してください。

学生課 連絡先 TEL : 077-574-2111 (代表) FAX : 077-574-2120
E-mail : kyougaku@seian.ac.jp

学生が陥りやすいトラブルの例

【SNSでの人間関係】

Twitter、Facebook、LINEなどのソーシャル ネットワーク サービス (SNS) は、大変便利ですが、トラブルも増加傾向にあります。対面での会話には相手の表情や声のトーンなどの付随的な情報がありますが、書かれた言葉にはそれがありません。「意味の取り違い」で交友関係にヒビが入ることがあります。また、受け取ったメッセージに対して返信をするタイミングやスピードは人それぞれですが、メッセージが「既読」なのに返信がなかなか来ない状態を「無視された」と感じる人もいます。そういった些細なことが原因でネットいじめや誹謗中傷に発展する事もあります。また、SNSでの人間関係を気にするあまり、1日何時間もSNSに費やしてしまう人もいます。SNSはツールに過ぎません。コミュニケーションの手段をSNSに頼り過ぎないようにしましょう。



【SNSでの投稿の炎上】

SNS上に、過激・不謹慎・非常識な言動や、犯罪行為や違法行為を写した写真を投稿することにより、爆発的に批判等が殺到することを炎上と言います。SNSは身近で気軽な存在ですが、記録に残る形で不特定多数に情報を発信しています。自分自身はもちろん、家族や友人にも迷惑をかけてしまう事態に発展するかもしれません。気軽に利用できるサービスですが、自ら情報発信していることのリスクを理解し、マナーを守って利用しましょう。



【ソーシャルゲーム・オンラインゲーム】

スマートフォンやパソコン等を使ってインターネットを介して遊ぶゲームには、様々なトラブルが起こっています。身に覚えのないアイテムの料金請求「気がつ

いたら10万円以上課金していた」「かなりお金をつぎ込んだのに、スマホ故障でゲームが消えた」「警告もなくいきなりアカウントが停止された」「アップデートのトラブルでアイテムが消えたのに運営会社に対応してくれない」「3万円分ガチャに使ったのに欲しいアイテムが出ない」などです。インターネットを介して遊ぶゲームの多くは基本プレイ無料で誰でも気軽に始められますが、射幸性が高く、プレイヤー同士を競わせるなどして、継続して金銭と時間を投資し続けるよう設計され、収益を得ています。その性質をよく理解して、後悔しないように利用しましょう。



【犯罪】

犯罪の前兆を察知した場合、現実には被害を受けた場合、犯罪を目撃した場合は、まず落ち着いて行動することを心がけましょう。そして自分自身や第三者の安全を確保し、状況に応じて周囲の人に助けを求めてください。また、速やかに110番通報してください。ケガ人がいる場合は併せて119番通報してください。



【痴漢】

チカンは犯罪行為です。女性に対する卑劣な行為には、勇気と大声を出し、強い抵抗の意思をはっきり見せましょう。痴漢対策は、痴漢が現われそうな場所を知り、近づかないことから始めましょう。
○ポイント1:痴漢を避ける工夫
・電車や駅構内が混雑している時間・場所を避ける
・女性専用車両を利用する
・電車に乗る位置や時間をときどき変える
・痴漢行為がしやすい、車両の連結部に近い奥まった



ところや、混み合うドア付近を避ける

○ポイント2:自分を狙わせない

- ・肌の露出が多い服装を避ける
- ・ちょっとした周囲の変化に敏感であることを装う



- ・防犯ブザーをバッグの見えるところにつける

○ポイント3:被害に遭ったときは冷静に対処

- ・痴漢の疑いを持ったら、バッグでガードするなど、気付いていることを示す
- ・犯行がエスカレートするのを防ぐために、躊躇せずに、「やめてください!」と言うか、防犯ブザーを鳴らす(携帯電話の着信音を鳴らすのも効果的)
- ・できれば相手の手をつかむか、時計・指輪・洋服の色など特徴を覚えておく(身に危険が及ぶ場合は自分を守ることを優先しましょう)
- ・駅係員か警察に被害を届け出る

万が一痴漢被害にあってしまったら・・・

届け出のポイント

1. 背の高さは?
2. 場所は? 例:何駅と何駅の間だったのか?
3. 服装は? 例:袖口の柄、時計などの特徴は?
4. 時間は? 例:乗車駅は何時何分発どこ行きか?
5. 人相は? 例:誰かに似ていないか?

【ストーカー】

狙った女性に対して、一方的に、しかも悪質につきまとうストーカー。被害にあった場合は、警察に相談し冷静に対応してください。



○ストーカーは、個人情報を知ろうとする

ストーカーの多くは、被害者と面識のある人です。交際を断られたり、自分勝手な好意が受け入れられなかったなどの理由で、住居や職場周辺などで悪質なつきまといをしたり、電話で暴言やわいせつな言葉を言うなどのいやがらせ行為を始めます。

郵便物やゴミをあさるなどして個人情報入手し、プライバシーを侵そうとします。

- ・自分の“個人情報”を無防備にさらさない

- ・事前連絡のない自宅への訪問者は無視する



○ストーカー規制法で防衛

ストーカー被害について、被害者一人で解決するのは無理です。つきまといや嫌がらせは、事件化が難し

い犯罪でしたが、現在は「ストーカー規制法」があり、下記の8パターンに該当する「つきまとい等」などを相手が行えば警告や処罰などの措置が可能です。重大な事件に発展する前に、すみやかに警察や弁護士などにご相談ください。

○「つきまとい等」 8つのパターン

ストーカー規制法では、下記の行動を「つきまとい等」としています。

1. つきまとい、待ち伏せ、押し掛け
2. 「監視している」と告げる行為
3. 面会・交際の要求
4. 乱暴な言動
5. 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、メール
6. 汚物などの送付
7. 名誉を傷つける
8. 性的しゅう恥心の侵害

上記の行動パターンにあてはまる行為を複数回にわたって受けた場合、日時と場所をメモしておき、警察や弁護士などにご相談ください。

【交通事故】

交通事故に遭遇してしまった場合、ケガ人がいる場合は119番通報しましょう。ケガの状態がたいしたことなさそうでも、後から症状が悪化する場合もありますので、必ず病院を受診しましょう。また、事故の規模にかかわらず110番通報しましょう。大学にもなるべく早く状況の報告をお願いします。



【自転車】

道路交通法では、自転車は「軽車両」として扱われます。決められたルールを守らないと交通違反となります。「道路の右側通行」や「信号無視」、「歩道での歩行者妨害」など、違反を繰り返すと自転車運転者講習を受講しなければならなくなります。また、自転車には保険加入義務がないため、無保険で自転車事故を起こした場合、非常に高額な賠償命令が出されるケースがあります。



【ブラックバイト】

アルバイトの中には、危険な労働を伴う、責任が重すぎる、残業代が支払われない、自己負担金や罰金を求められる、パワハラ・セクハラ、授業日や試験日にシフトを外せないなど、学生であることを尊重しない学生アルバイト、いわゆるブラックバイトがあります。アルバイト雇用も契約ですから、アルバイトを探すときは、仕事内容や勤務時間（休憩時間）、その他の諸条件をよく確認し、念のため求人票を残しておきましょう。契約の際は「雇用期間」「就業場所」「業務内容」「始業・終業時刻」「休憩時間」「休日」「賃金（金額、計算・支払方法、賃金締切日、支払日など）」をしっかりと確認しましょう。それでもブラックバイトにあたってしまった場合には、会社の言うことを鵜呑みにせず、証拠やメモを残すようにして労基法の専門家に相談してください。



【薬物依存・薬物乱用】

大学生が危険ドラッグ、麻薬、覚せい剤などの薬物乱用に関わる事件の報道が相次いでいます。麻薬、覚せい剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”と、乱用による“幻覚、妄想”にともなう自傷他害の危険性があるという大きな特徴があります。そのため、これらの薬物について現在の日本では麻薬及び向精神薬取締法をはじめとする法律により、厳しい規制がなされています。たとえば大麻では5年以下、覚せい剤では10年以下の懲役に処せられることとなっています。これら薬物乱用のおそろしさの正しい知識を知り、このような誘いには、断固とした態度で断り、強い意思を持って手を出さないよう日常から心掛けてください。



【宗教勧誘】

音楽やスポーツ、サークル活動やボランティア活動等を餌に、宗教活動に勧誘される場合があります。大学生など若年者はターゲットにされやすく、また、引っぱりやすいようです。知らず知らずのうちにマインドコントロールされてしまうケースもありますので、十分注意してください。特に電話番号や住所など、個人情報を教えないようにしてください。



消費者トラブルの例

【架空請求】

封書、はがきまたは電話やメールなどで、使った覚えのないサービスの利用料の請求を行う詐欺です。対応としては、架空請求されたはがきなどは捨てないで保管しておき、原則として無視することが好ましいです。請求が繰り返されるときは警察や専門機関に相談しましょう。

【ワンクリック詐欺】

ウェブページ上の特定のバナーやリンク、電子メールに記載されたURLを1回（または複数）クリックすると、「ご入会ありがとうございました。」等の内容が表示され、一方的に契約したことにされて料金を請求される架空請求詐欺の一種です。基本的にこれらの手順では個人情報とは特定されておらず、また、合意の上での契約ではありませんので、慌ててお金を支払わず、無視しましょう。



【マルチ商法】

個人を商品の販売員として勧誘し、更に次の販売員を勧誘すれば収入になると商品の購入をさせ、販売組織を連鎖的に拡大しつつ、商品の提供を行う商法です。



【アポイントメントセールス、キャッチセールス】

販売目的を告げずに営業所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるアポイントメントセールスです。駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れて行き、商品やサービス等を販売するキャッチセールスです。

【デート（恋人）商法】

携帯電話等の「出会い系サイト」で知り合った異性からデートに誘われ、イベント会場でアクセサリー等を購入させられてしまう商法です。



【訪問販売・買取】

自宅や職場へ販売員が訪問してくる商法です。

【資格情報を中心とした電話勧誘販売】

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や、教材の購入契約をさせる商法です。

【特定継続的役務提供】

身体の美化、知識の向上等を目的として、継続的に役務（サービス）を提供する取引のことで、エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービスがこれにあたります。

※サービス内容や契約期間、中途解約（退会）時の精算方法、対価の支払方法（クレジット等）、契約内容について十分確認した上で、慎重に行うことが重要です。

クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めています。

クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から、その日を含めて8日間…電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）20日間…連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

※上記の期間内に、書面（ハガキ等）で通知します。
通知は簡易書留扱いが確かです。

【インターネット通信販売】

インターネット上で契約の申込等を行うインターネット通信販売（ネット販売）が普及し、自宅で手軽に買物ができるようになりました。



※支払総額、配送時期、返品条件や、会社名・所在地・電話番号等、トラブルが生じた場合の連絡先を確認すると共に、注文内容、確認メール等の記録をプリントしておきましょう。

【多重債務】

クレジットで楽しくショッピング、気軽にキャッシング。でもこれは借金。複数の金融機関や、カード会社から多額の借金をして、返済が困難になった人を多重債務者と言います。



※月々の収入でゆとりをもって返済できる範囲で利用することが鉄則です。

海外渡航時のトラブルを避けるために

世界情勢は日々変化し続けています。渡航する前に安全情報や感染症に充分注意する必要があります。事前に外務省「海外安全ホームページ」や厚生労働省「FORTH(海外感染症情報)」のウェブサイト参照するなど情報収集をおこない、旅行代理店などで必ず海外旅行傷害保険に加入してください。また現地では周囲の状況に最大限の注意を払うなど、安全確保に十分留意して行動するようにしてください。海外で、事故や病気に遭遇したときは直ちに学生課に連絡するようにしてください。また、海外に3か月以上の滞在を予定している学生は在外公館に「在留届」を提出する義務があります。3か月未満の滞在を予定している学生は外務省海外旅行登録「たびレジ」へ登録してください。この登録によって緊急情報や安全情報を受け取れます。



困ったときの相談先一覧

こころの相談	総合ふれあい (心配ごと)相談	くらしのなかの心配ごとや 悩みごとなどに関すること	毎月第1・3火曜日(※) 13:30～15:30 直接来談	アル・プラザ堅田
	精神保健福祉に 関する相談	一般精神保健福祉に関する こと、アルコール、薬物、ギャン ブルなどへの依存に関する こと、こころのケア関係	保健師等による電話相談ま たは面接相談 月曜日～金曜日(※) 9:00～16:00(予約制)	滋賀県立精神保健福祉センター 草津市笠山八丁目 4-25 ☎ 077-567-5010
こころの相談	こころの電話	家族のこと、自分のこと、そ の他心の健康に関すること	相談員による電話相談 月曜日～金曜日(※) 10:00～12:00 13:00～21:00	滋賀県立精神保健福祉センター 草津市笠山八丁目 4-25 ☎ 077-567-5560
	自殺予防相談	自殺を考えている者、自殺 未遂者および自殺者の親 族等からの相談	9:00～21:00 (年末年始は除く)	滋賀県自殺予防情報センター ☎ 077-566-4326
	精神科救急医療相談	県内在住の精神疾患を有 する人や家族などからの夜 間や休日の緊急的な医療 に関すること	月曜日～金曜日 18:30～21:30 土曜日・日曜日・祝日 9:30～12:00 13:00～17:00 18:30～21:30	精神科救急情報センター ☎ 077-566-1190
その他の相談	交通事故	交通事故に関すること	月曜日～金曜日(※) 9:00～12:00 13:00～16:00	滋賀県立交通事故相談所 大津市松本一丁目 2-1 大津合同庁舎3階 ☎ 077-528-3425
	消費生活相談	商品・サービスの苦情につ いての相談など消費生活に 関すること	毎日(※) 9:15～16:00	滋賀県消費生活センター 彦根市元町 4-1 ☎ 0749-23-0999
	消費生活相談	契約トラブル・悪質商法に ついての相談など消費生活 に関すること	月曜日～金曜日(※) 9:15～16:00	滋賀県県民活動生活課 消費生活相談窓口 大津市京町四丁目 1-1 ☎ 077-528-3415
	民事介入暴力相談	暴力団とのかかわりを持ち お困りの方	月曜日～金曜日(※) 9:00～17:00	(公財)滋賀県 暴力団追放推進センター 大津市打出浜 1-10 北棟1階 ☎ 077-525-8930
	県民の声 110 番 (警察相談)	警察への相談	月曜日～金曜日(※) 8:30～17:15	滋賀県警察本部 大津市打出浜 1-10 ダイヤル回線 ☎ 077-525-0110 プッシュ回線 ☎ #9110
	犯罪被害者支援	性被害等犯罪被害に関わ る悩み・法律相談 (電話相談・面接相談・付き 添い支援)	月曜日～金曜日(※) 10:00～16:00	NPO法人おうみ犯罪被害者 支援センター 大津市京町四丁目 3-28 ☎ 077-525-8103 ☎ 077-521-8341
人権に関する相談	人権相談	差別など人権全般に関する こと	月曜日～金曜日(※) 8:30～17:15	大津地方法務局人権擁護課 滋賀県人権擁護委員連合会 大津市京町三丁目 1-1 ☎ 077-522-4673 全国共通人権相談ダイヤル ☎ 077-0570-003-110
	女性の人権ホットライン	夫・恋人からの暴力、職場 等でのセクハラなど女性の 人権に関すること	月曜日～金曜日(※) 8:30～17:15	大津地方法務局人権擁護課 滋賀県人権擁護委員連合会 大津市京町三丁目 1-1 ☎ 0570-070-810
関与する 相談	不動産売買・賃借など	不動産の売買や交換、賃借 等の相談や苦情	月曜日～金曜日(※) 9:00～12:00 13:00～16:00	滋賀県不動産無料相談所 大津市京町三丁目 1-3 逢坂ビル3階 ☎ 077-526-2267

(※)祝日、年末年始は除く。

7.施設紹介【 】

キャリアサポートセンター

受付時間・場所・連絡先

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

※土曜、日曜、祝日、大学の定める休業日は
利用できません。

施設場所：本館棟1階事務室内

電話番号：077-574-2111（代表）

メールアドレス：career@seian.ac.jp



サポート内容

- ・就活サポート講座(正課外)のこと。
- ・履歴書、エントリーシートなどの添削。
- ・インターンシップのこと。
- ・各種相談(予約制)。
- ・模擬面接の実施(予約制)。
- ・就職活動に必要な履歴書や封筒の無料配付。
- ・新着求人のメール配信、掲示。求人票ファイルの設置。
- ・各種学内説明会のこと。
- ・採用試験報告書、先輩のポートフォリオ閲覧コーナーの設置。
- ・各種マニュアル本など書籍閲覧コーナーの設置。書籍貸出。
- ・各種有料課外講座の学内開催(業者委託)。
- ・外国人留学生の進路のこと。

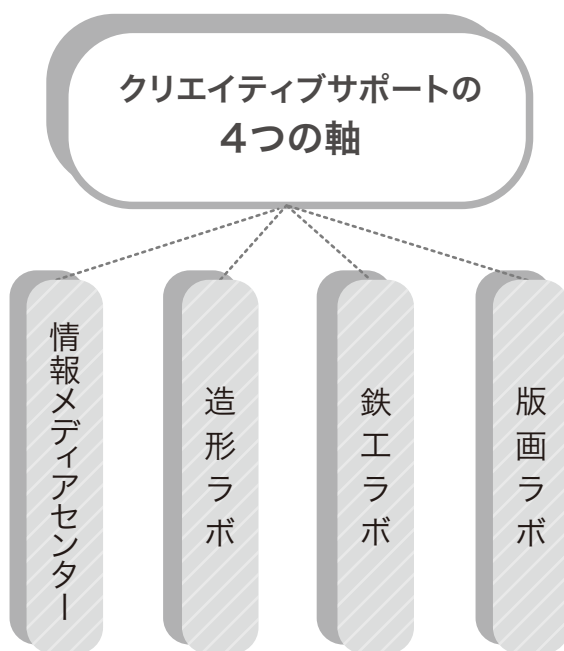
個別就職相談では…

次の時間帯で予約を受付しています（50 分間）

- ① 9:20～10:10
- ② 10:20～11:10
- ③ 11:20～12:10
- ④ 13:30～14:20
- ⑤ 14:30～15:20
- ⑥ 15:30～16:20

クリエイティブサポート

学生・教職員の制作や研究を、機材・施設・技術面から支援するシステムがクリエイティブサポートです。情報メディアセンター・造形ラボ・鉄工ラボ・版画ラボといった施設では、専門技術を有するスタッフが、授業や学生個々の制作・研究活動を支援しています。



※情報メディアセンター・造形ラボ・鉄工ラボ・版画ラボ各施設の詳しい情報は、別冊の「成安造形大学クリエイティブサポート活用ハンドブック」を参照してください。

情報メディアセンター



受付時間・場所・連絡先

開館時間：月～金曜日 11：30～19：00

※土曜日、日曜日、授業のない祝日は原則閉館

※前・後期それぞれ授業日14・15・16週目は以下のとおり

月～金曜日 9：30～19：00開館

土曜日は状況に応じて9：30～17：00で開館する場合があります

※長期休暇中など開館日時が変更になる場合は別途告知

施設場所：B棟1階

電話番号：077-574-2301（直通）

FAX：077-574-2301

メールアドレス：media@seian.ac.jp

サポート内容

情報メディアセンターは、コンピューターやカメラなどのメディア機器を使用して行われる授業をはじめ、学生・教職員の制作や研究を機材・施設と技術の両面から支援するための部署です。写真・映像・印刷・ネットワークといった各分野に詳しい専門スタッフが、技術的な質問や機材のトラブルなどに対応しますので、ぜひご相談ください。

（ネットワークシステムの運用については、本書別頁「ネットワーク利用ガイドライン」を参照してください。）

ライセンス制度

各領域/コースから委託された機材・施設を集中管理しており、ライセンス制度に基づいて貸出しを行っています。ライセンスは、関連する授業を履修し、教員が認定することにより付与されます。また、情報メディアセンター主催の講習会を受講することで取得できるライセンスもあります。

情報メディアセンター関連機材・施設の使用の際にはさまざまな規則があり、それらに違反した場合は、その度合いに応じたペナルティが発生しますので注意してください。

※各項目に関する詳細は、別途「クリエイティブサポート活用ハンドブック」で確認をしてください。

※情報メディアセンター管理施設は、P.72～74「施設使用一覧表」でも確認ができます。

ファブリケーション コモンズ(Fabco)

【クリエイティブサポート関連施設】

3Dプリンターやレーザー加工機などのデジタル工作機器が設置されている施設で、所属領域やコースを問わず使用が可能です。

興味のある方、使用したい方は、情報メディアセンターまでご相談ください。

造 形 ラ ボ

受付時間・場所・連絡先

開館時間：月～金曜日 12：30～20：30

※土曜日、日曜日、授業のない祝日は
原則閉館

※スタッフ不在時間はライセンス保有者
のみ許可制で使用可

※長期休暇中など開館日時が変更になる
場合は別途告知

施設場所：J棟1階

電話番号：077-574-2111(代表) 内線327

メールアドレス：zoukei@seian.ac.jp



可能な作業

・木工、樹脂加工、塗装

サポート内容

造形ラボは、木工、樹脂加工、塗装作業のための施設で、専属の技術スタッフが課題制作や自主制作など、学生のものづくりをサポートします。所属領域やコースを問わず使用が可能です。興味のある方、使用したい方はぜひスタッフまでご相談ください。

危険度の高い機器は、技術スタッフ指導のもとでのみ使用することができます。その他の機器と一部の作業スペースは、造形ラボB、Aライセンスを取得することでスタッフ不在時も使用することができますようになります。

ライセンス制度

○造形ラボFライセンス

スタッフ指導のもとでのみ造形ラボの使用が可能です。
※入学時のガイダンスを受けることで全学生が取得

○造形ラボBライセンス

スタッフ不在時のフリースペースの使用申請が可能になります。

○造形ラボAライセンス

Bライセンスに加え、スタッフ不在時の粉塵（研削）・塗装スペースの使用申請が可能になります。

※スタッフ不在時とは開館時間以外のことです。

※B、Aライセンス講習会は、所定の授業に加え、年に数回実施をしています。

※Bライセンスを取得した人のみAライセンス講習会を受講できます。

※ライセンス講習会受講希望者は、造形ラボスタッフまでご相談ください。

鉄 工 ラ ボ



受付時間・場所・連絡先

開館時間：月～金曜日 12：30～20：30

※土曜日、日曜日、授業のない祝日は原則閉館

※スタッフ不在時間はライセンス保有者のみ許可制で使用可

※長期休暇中など開館日時が変更になる場合は別途告知

施設場所：D棟1階

電話番号：077-574-2111(代表) 内線351

メールアドレス：tekkou@seian.ac.jp

可能な作業

・金属加工（金属の切断、溶接、溶断など）

サポート内容

鉄工ラボは、金属加工に特化した施設です。専属の技術スタッフが授業のサポートや自主制作における個別技術指導など、領域やコースを問わず総合的な技術支援を行っています。

興味のある方、使用したい方はぜひスタッフまでご相談ください。

鉄工ラボ内の機器は、技術スタッフ指導のもとでのみ使用することができます。また、鉄工ラボBライセンスを取得することでスタッフ不在時のフリースペースの使用が可能になります。

ライセンス制度

○鉄工ラボFライセンス スタッフ指導のもとでのみ鉄工ラボの使用が可能です。

※入学時のガイダンスを受けることで全学生が取得

○鉄工ラボBライセンス スタッフ不在時のフリースペースの使用申請が可能になります。

※スタッフ不在時とは開館時間以外のことです。

※Bライセンス講習会は、年に数回実施をしています。

ライセンス講習会受講希望者は、鉄工ラボスタッフまでご相談ください。

D棟共同工房（鉄工ラボ隣）【クリエイティブサポート関連施設】

工房内に技術スタッフはいませんが、施設の使用を届け出ることによって、樹脂加工、木彫、塑像（粘土）などの作業が可能です。ただし、施設内の機械・工具、薬品を使用することはできません。制作などの相談がある場合は、鉄工ラボスタッフが対応します。

受付窓口：クリエイティブサポート窓口（情報メディアセンター内）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

※土曜日、日曜日、授業のない祝日は受付不可

※情報メディアセンターが閉館している時間帯も受付可

※施設の使用可能時間は、P.72～74「施設使用一覧表」で確認してください。

版 画 ラ ボ

受付時間・場所・連絡先

開館時間：月～金曜日 12：30～20：00

※土曜日、日曜日、授業のない祝日は

原則閉館

※スタッフ不在時間はBライセンス保有者のみ許可制で使用可

※長期休暇中など開館日時が変更になる場合は別途告知

施設場所：F棟1階 101・102

電話番号：077-574-2111(代表) 内線451

メールアドレス：hanga@seian.ac.jp



可能な作業

・木版画、銅版画、リトグラフ、シルクスクリーン

サポート内容

版画ラボは、全学に開かれた版画教育・印刷実習の場として活用されている施設です。専門機器や特殊溶剤、危険物などの取り扱いが含まれる版画制作において、専門的で柔軟な指導ができるよう専属の技術スタッフが領域やコースを問わず支援を行っています。興味のある方、使用したい方はぜひスタッフまでご相談ください。

授業外でも技術スタッフ指導のもと、版画ラボを使用することが可能です。また、版画ラボBライセンスを取得すると、スタッフ不在時の使用が可能になります。

ライセンス制度

○版画ラボFライセンス

スタッフ指導のもとでのみ版画ラボの使用が可能です。

※入学時のガイダンスを受けることで全学生が取得

○版画ラボBライセンス

原則4年生以上で、版画ラボでの授業を履修した学生が取得でき、スタッフ不在時でも版画ラボの使用が可能になります。

※スタッフ不在時とは開館時間以外のことです。

附属図書館

受付時間・場所・連絡先

開館時間：月～金曜日 10：30～19：00

※ 閉館の5分前で貸出・返却等カウンター業務を終了します。

休 館 日：土曜・日曜・祝日、大学の定める休業日、長期休暇中の一定期間。

※通常授業のある祝日は原則として開館します。

施設場所：図書館棟

電話番号：077-574-2111（代表）

メールアドレス：lib@seian.ac.jp



サポート内容

制作や学修支援の一助として、一般図書に加え美術・イラスト・空間デザイン・メディア関連の図書や雑誌、視聴覚資料等を所蔵しています。開架閲覧室に配架されている資料は、手に取って自由に見ることができます。また、書庫や事務所に収蔵されている資料は、カウンターで必要な手続きを取ることで利用することが可能です。図書館で所蔵している資料は、館内に設置してある検索用端末や、館外からも 附属図書館OPAC(蔵書検索システム) <http://lib.seian.ac.jp>で検索することができます。

探している資料が見つからない場合や調べものの相談などがあれば、気軽にスタッフに声をかけてください。館内には、就職活動に役立つ資料、事(辞)典や図鑑・年鑑類も豊富にそろえています。

「制作のモチーフ探し」「レポート作成」「ちょっと息抜き」…など、学生生活の一部として有効に活用してください。

詳しくは「附属図書館利用案内」もご参照ください。

館内での諸手続きには学生証が必要です！！

貸出 図書5冊：2週間

雑誌5冊：1週間

(返却日が休館の場合は次の開館日までとなります)

返却 借りた資料を返却期限日までにカウンターへ持ってきてください

！返却が遅れるとペナルティが発生し、図書が借りられなくなります！

- 館内にあるAVブースでは、DVD等を視聴することができます。(利用には手続きが必要です。)
- 所蔵資料は著作権法の定める範囲内であれば館内のコピー機で複写することができます。カウンターで手続きをしてください。複写は有料です(コピーカードを館内で販売しています)。
- 閲覧室には、カバン等の手荷物の持ち込みはできません。入館ゲートを通る前に棚に置くかロッカーに預けるなどして、貴重品は身につけて入館してください。

館内では各自マナーを守って利用しましょう

- ❶ 飲食、喫煙
- ❷ はさみ、カッター類の使用
- ❸ 携帯電話での通話
- ❹ 無断撮影



附属芸術文化研究所

受付時間・場所・連絡先

開館時間：月～金曜日 9：00～17：00
（祝日・夏期休暇・年末年始期間をのぞく）

施設場所：聚英館1階事務室内（事務窓口）

電話番号：077-574-2118（直通）

F A X ：077-574-3595

メールアドレス：geibun@seian.ac.jp

ホームページ：http://www.seian.ac.jp/art/



具体的内容

大学の附属研究機関である附属芸術文化研究所は、大学教員の研究活動と社会とをつなぐ支援に特化した機関です。教員の業績管理、成安造形大学紀要の編集発行、各種研究および研究成果の発表などのサポートをおこなっています。これまで「自然学」「医療と芸術」と研究テーマを設定し、研究活動を行ってきました。今後も「芸術による社会への貢献」のもと新たな研究活動を進めていきます。

学生みなさんも教育を受けることと同時に研究をする、あるいは研究の一端を担うことがあります。成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程に基づき、公正・公平な研究活動に携わるよう心がけてください。詳しくは、成安造形大学ウェブサイト又は、芸術文化研究所までお問い合わせください。

附属近江学研究所

受付時間・場所・連絡先

開館時間：月～金曜日 9：00～17：00
(祝日・夏期休暇・年末年始期間をのぞく)

施設場所：聚英館1階事務室内（事務窓口）

電話番号：077-574-2118（直通）

FAX：077-574-3595

メールアドレス：omigaku@seian.ac.jp

ホームページ：http://omigaku.org/



近江学研究所



サポート内容

本学が位置する滋賀県（近江）は、中央に琵琶湖、それを囲む美しい山々という恵まれた自然環境を有するフィールドです。古代から主要な街道が交わる地として栄えてきました。そのため滋賀県には芸術・歴史・思想・民俗・自然・環境の各分野において、豊かな文化資源が今に残されています。

本学が主唱する近江学は近江という地域が持つ固有の風土を改めて深く検証する学問として、21世紀の社会に活かせる普遍的な価値観を見出せるのではないのでしょうか。

2008年4月1日に「附属近江学研究所」を設置し、芸術の持つ創造精神と結びつけ、新たな可能性を探求しています。また、その研究、教育活動、文化振興活動に広く一般の方にも参加していただく目的で近江学フォーラムを設立しています。

具体的内容

附属近江学研究所では年十数回の近江の芸術・文化などを中心にした公開講座を開講しています。学生の皆さんは、これらの特色ある公開講座を無料で受講することができます。

また、地域貢献・プロジェクト科目として開講される「近江里山フィールドワーク」「近江学」というフィールドワークを中心とした科目を運営し、これを受講した学生は、地域文化を身近に感じ、普遍的な価値を身につけることができます。

年一回、文化誌『近江学』（1～9号が既刊）を発行します。各分野の研究者の論文や対談などが掲載され、書店でも販売しています。

その他近江通信紙（会報）を年二回発行し、最新の文化情報などを掲載。またWEBサイトも運営しています。

さらに近江学調査に取り組んでいます。平成24年度は仰木里山地区の「生活文化の聞き取り調査および仰木ふるさとカルタの制作」そして、仰木の里山保全の拠点をつくる「八王寺山の家・自力建設プロジェクト」に着手。平成25年度からは「近江の絵馬現状調査」を実施しています。現在は「近江の山・道・湖」をテーマとした研究プロジェクトを行っています。これは研究員と学生が共に地域から学び、取り組むことを目的としています。

そのほか「淡海の夢」と題した写生会を年数回実施、それら制作された作品を展示する学内展覧会も開催しています。

地域連携推進センター

受付時間・場所・連絡先

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
場 所 聚英館1階事務室内
連絡先 077-574-2118 (直通)
メールアドレス renkei@seian.ac.jp



地域連携推進センターの取り組み

成安造形大学は平成5年、大津に開学以来、芸術が社会にどのようなかたちで貢献できるかを常に研究し、地域に開かれた大学を目指してきました。そしてより地域社会に根付いて「貢献する」大学を実践するため、平成22年4月、学内に地域連携推進センターが設置されました。

成安造形大学は県内唯一の芸術大学ということで、地元大津市をはじめ、草津市、高島市、近江八幡市など県内各地から様々なプロジェクトの依頼が入ってきます。それらのプロジェクトは一旦地域連携推進センターが窓口となり、その内容が「そのプロジェクトに参加することで学生が実社会に出て一社会人として貴重な経験が積めること」「特定の企業や個人のためだけでなく必ず多くの人を巻き込んだ地域貢献につながっていること」など地域に密着した社会貢献事業として展開できるかどうかを検討して判断します。そして呼びかけに応じてくれた先生方や学生たちと相談し、プロジェクトを立ち上げ事業を進めていきます。

プロジェクトの内容は様々で、夏祭りや秋祭りで「似顔絵」を学生が担当するイベント、夏休みの子供向けワークショップの開催、大津祭史山連盟の公式キャラクター「ちま吉」の提案とそのグッズ展開、雑木林再生活動や森林保全活動、各種ポスター・チラシデザイン制作、琵琶湖のヨシを素材とした明かりの演出イベント、など多くの取り組みを実践しています。

地域連携推進センターでは「結ぶ、つなげる、広げる」をテーマとしてプロジェクトを展開し、多くの学生たちの力で滋賀県をまるごとデザインしていこうと夢を大きく膨らませています。学生のスキルアップのため、地域の活性化のため、そして成安造形大学を含む地域社会全体の発展のために日夜連携事業を推進しています。地域連携推進センターでは地域貢献活動を進めるために以下のようなシステムをつくっています。積極的に利用、参加してください。

受託連携事業の推進

官公庁、一般企業、各種団体から一定のデザイン費や材料費を制作費用として受託し、連携して開発し成果をあげる事業です。

依頼内容に適した研究領域の教員と学生を選んで相談し、受け入れを決定します。そして、依頼者の主旨を十分に理解したうえで、授業以外の時間を利用して制作に取り組みます。最新のデザインやアートを学ぶ学生と教員、そして依頼者の共同制作となります。授業時間外の取り組みですので多少時間はかかりますが、ともにじっくり内容を吟味して、依頼者に満足いただける斬新なものづくりがそこに展開されます。

学生クリエイター制度の運営

学生があらかじめ大学で自分の得意とする分野を地域連携推進センターに登録しておき、自治体、企業、個人商店などからポスター、看板、印刷物のデザイン作成依頼があった時点から該当する得意分野の登録者（学生）に連絡し、依頼に応えていくシステムです。最近は似顔絵やイベント企画など依頼の種類も広がっています。将来デザイナーなどとして社会に出てクリエイターを目指す学生にとってはキャリアアップにつながり有意義な制度です。積極的に登録してください。

お問い合わせはrenkei@seian.ac.jpか地域連携推進センター窓口まで。

プロジェクト科目の開講

本学では産官学連携や地域貢献事業、また研究開発等の内容で領域・コースを超えて取り組む活動を単位化するプロジェクト科目（プロジェクト演習）を開講しています。

自分が日頃演習で身につけたものづくりの技術に社会に出て発揮する良い機会となります。担当教員もそばについて指導されますので積極的な履修をお勧めします。

プロジェクト演習

継続的に毎年行われるプロジェクトを授業とします。取得単位数は2単位。履修時期は前期・後期の履修登録時で、科目内容は登録ガイダンス時に発表します。



成安情報サービス・Gmailの利用

地域連携推進センターからの様々な情報は、掲示板と同時に成安情報サービスとGmailを通じて学生の皆さんに発信します。

産官学連携のアルバイト情報やイベント情報、デザインコンペ募集など学生生活を有意義に過ごすための情報がたくさん入りますので、常にメールチェックを必ず行ってください。

また、聚英館1階地域連携推進センター窓口（研究・連携支援課）にも各種情報を掲示しています。

キャンパスが美術館 (SEIAN ART CENTER)

受付時間・場所・連絡先 (事務局)

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

場 所：聚英館1階事務室内

連 絡 先：077-574-2118 (直通)

メールアドレス：artcenter@seian.ac.jp

ホームページ <http://www.seian.ac.jp/gallery/>

ギャラリーの開館時間：原則12：00～18：00 (会場、展覧会により異なる)

休館日：展覧会により異なる

概要

「キャンパスが美術館」は、学校法人京都成安学園の創立90周年を記念して平成22年10月にオープンしました。その名称の通り「大学のキャンパス＝美術館」と見立て、キャンパス内に点在する9のギャラリースペースで年間を通じて展覧会を開催しています。

教育・研究の場、および地域交流の場となることをコンセプトに、在学生・教職員・卒業生に発表の機会を提供し、また、国内外で活躍するアーティストの企画展を行い、幅広く表現活動を紹介しています。

さらに、滋賀ゆかりの展示企画を積極的に行い、芸術を通して地域の魅力を発信し、地域交流の機会の提供に努めています。

毎年、テーマを設定した総合芸術祭「SEIAN ARTS ATTENTION* (セイアンアーツアテンション)」を、すべてのギャラリースペースを利用して約1ヶ月間開催しています。

*ATTENTION＝注意、注目する

9のギャラリースペース

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 バスストップギャラリー (スクールバス停車場横) | 6 ギャラリーアートサイト (棟106) |
| 2 スパイラルギャラリー (本館棟事務室前1階、2階) | 7 ギャラリーキューブ (J棟103) |
| 3 学園歴史資料室 (聚英館1階) | 8 カフェテリア 結 & ミュージアムショップ
(カフェテリア 結 内) |
| 4 ライトギャラリー (G棟104) | 9 ガーデンギャラリー (カフェテリア 結 横) |
| 5 ギャラリーウインドウ (棟1階) | |

※P.75～76の地図を参照してください

※ギャラリーの数や場所、名称などは年度によって変更することがあります

学生の使用

9ギャラリーのうち、バスストップギャラリーは年間を通して申込制で開放しており、本学学生 (科目等履修生・聴講生を除く)・研究生が個展やグループ展を開催する目的であれば、誰でも使用することができます。申込は2月に前期分 (4～9月)、7月に後期分 (10～翌3月) をまとめて受け付けています。

また、9つのギャラリーでも展覧会企画の申請をすることができます。

企画書を提出し、「キャンパスが美術館」運営委員会にて採択された企画は展覧会を開催することができます。

興味のある方は、早目にご相談ください。

その他

コトコト食堂

安くて美味しい自慢のメニュー。

定番メニューは、うどん・そば・ラーメンなどの
麺類、天津飯、カレーライス、成安定食、日替わ
り定食、親子丼、オムライスなど。

マンスリーメニューやワンプレートで女性も食べ
やすいサイズのカフェメニューもあります。



営業時間：平日10:00～19:00／土曜11:00～14:00／日・祝日は休業

※授業日以外は営業時間が変更となる場合があります。

学生ホール

食事だけでなく、学生主催のイベントや親睦会など、多目的なスペースとしても利用できます。
22時まで使用可能です。

購買部リブレ

画材や作業着、お弁当、ドリンク、パン、おにぎ
り、お菓子、セルフで作れるソフトクリーム機、宅
配便や写真現像の取り扱い、デジカメプリント機な
ど、授業や制作、毎日の学生生活に必要なあらゆる
ものをラインアップ。学内にある小さなコンビニの
ような存在です。



営業時間：平日9:00～19:00／土曜9:00～15:00／日・祝日は休業

※授業日以外は営業時間が変更となる場合があります。

カフェテリア 結

キッチン、スローフードが地元で人気の「ブルー
ベリーフィールズ紀伊國屋」がプロデュースしてお
り、地元の食材をふんだんに使用して、ヘルシーで
ボリュームたっぷりの美味しい料理をリーズナブル
な価格で提供しています。また、焼きたてパンや季
節に合わせたケーキやスイーツも人気です。



営業時間：「ブルーベリーフィールズ紀伊國屋」のWebサイトでご確認ください。

学生専用アパートメント YOHAKU

成安造形大学の学生のみが居住できる学生専用アパートメントです。2016年3月にA棟の入居が始ま
りました。2017年度中にはB棟（32戸）・C棟（23戸）が完成予定です。

所在地 仰木の里東4丁目 大学まで徒歩1分

入居に関する詳細および相談：学生課まで

8.その他【 】

施設使用

制作や課外活動などで施設を使用したい場合は、曜日や施設によって手続内容が異なります。施設使用一覧表を確認の上、手続を行ってください。

施設使用に関する基本ルール

(1)大学内での宿泊

- ・いかなる理由があっても大学内での宿泊はできません。

(2)施設使用時間

- ・9時から22時まで使用可能です。(一部、使用可能時間が異なる施設があります)

教学日程記載の「平常授業時」とは、「平日(月曜日から土曜日)」と「祝日の授業日」です。

教学日程記載の「休日使用時」とは、「日曜日」と「授業の無い祝日」

および授業週間終了後の大学が指定する日(長期休暇期間など)」です。

教学日程記載の「休日使用時(制限有)」とは、「使用できる施設に制限」がある日です。

教学日程記載の「使用禁止」とは、一切施設を使用することができません。「登校禁止日」です。

(3)休日使用時の施設使用

- ・施設は、基本施錠をされています。
- ・学内に入る前と帰る際に必ず「守衛室」に行き、手続(休日使用時施設使用者一覧に記入)をすること。
入校時:「学籍番号」、「氏名」、「連絡先」、「入校時間」を記入
退出時:「退出時間」を記入

休日使用時は、事務所等に教職員がいません。学内のどこに、誰がいるのかを把握するために必ず入校時、退出時に守衛室で記入してください。防犯上、安全管理上、災害等が発生した場合等に必要です。遵守ください。

(4)門扉の設置

- ・警備強化の一環(防犯上、安全管理上)として、従来の正門に加え、通用門(学生駐車場)側に門扉を設置します。

(5)機械警備

- ・平成29年4月より大学構内(敷地、施設等)は、22時から翌朝8時の間に「機械警備」を導入し、正門及び通用門を閉鎖します。
- ・機械警備中は、学内に一切入ることはできません。無断で学内に入った場合、非常警報が警備会社へ通報されます。注意してください。
- ・機械警備は、大学の長期休暇期間(夏休み、年末年始等)もおこないます。

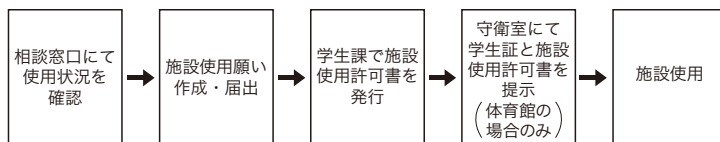
平常授業時の手続き

(1)「無許可で使用可」の施設の場合(実習室など)

- ・学生課などで許可を取る必要はありません。
- ・19時以降に使用する場合、鍵を守衛室に借りに行く必要はありません。

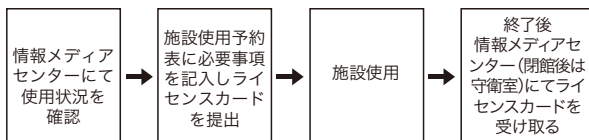
(2)「届出制」の施設の場合(講義室・成安体育館など)

- ・学生課または情報メディアセンターへ事前に届出が必要です。
- ・施設によって相談窓口が異なります。施設使用一覧表の「使用に関する相談窓口」にて使用状況を確認の上、事前に届出を行ってください。
- ・1ヶ月以上先の願い出はできません。
- ・成安体育館は通常施錠されています。使用前と使用後は守衛室に行き鍵の開閉をしてもらう必要があります。



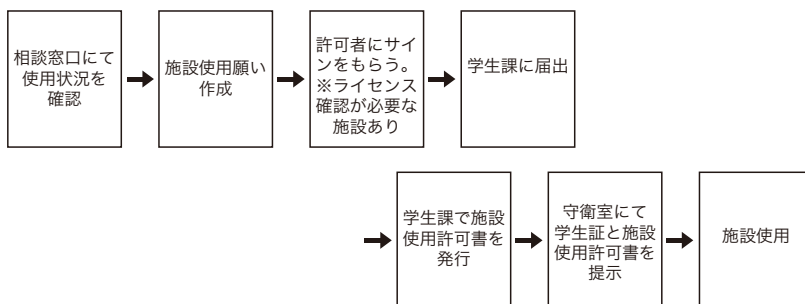
＊情報メディアセンター関連施設（届出制）の場合

- ・「施設使用許可書」は発行していません。従来通り事前に情報メディアセンターの届出用紙（予約表）への記入が必要です。



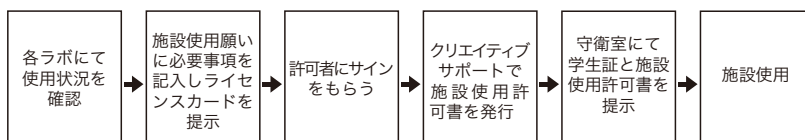
(3)「許可制」の施設の場合

- ・施設使用一覧表の「使用に関する許可者」のサイン・捺印された「施設使用願」を学生課またはクリエイティブサポート（情報メディアセンター内）へ事前に届出することが必要です。
- ・「使用に関する許可者」のサイン・捺印された「施設使用許可書」がなければ施設は使用できません。
- ・施設によって相談窓口が異なります。施設使用一覧表の「使用に関する相談窓口」にて使用状況を確認の上、事前に届出を行ってください。
- ・1ヶ月以上先の願い出はできません。
- ・平日の19時以降は鍵の開閉と守衛室での鍵の返却が必要です。鍵を借りる場合には「施設使用許可書」と「学生証」の提示が必要です。終了後は借りたものが責任を持って施設し守衛室に鍵を返却してください。



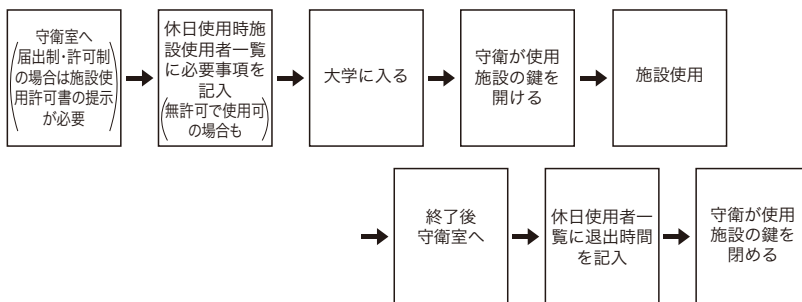
＊造形ラボ・鉄工ラボ・版画ラボを閉館時に使用する場合（ライセンスが必要です）

- ・閉館時、鍵の開閉と守衛室での鍵の返却が必要です。鍵を借りる場合には学生証の提示が必要です。終了後は借りたものが責任を持って施設し守衛室に鍵を返却してください。



休日使用時の手続き

- ・平日(月曜日から土曜日)と祝日の授業日の手続きと同じです。
- ・大学に入る際および大学から出る際には、必ず守衛室で「休日使用時施設使用者一覧」に学籍番号、氏名、入時間、退時間を記入してください。無許可で使用可の施設の場合も同様です。休日使用時の日に、無断で学内に入ることは禁止です。
- ・情報メディアセンター関連施設(届出制)は、従来通り事前に情報メディアセンターの届出用紙(予約表)への記入が必要です。
※休日は施設の使用開始時、終了時ともに、守衛室でのライセンスカードの受渡しが必要。
- ・造形ラボ、鉄工ラボ、版画ラボは、平日の閉館時に使用する場合は手続きに準じます。
- ・1ヶ月以上先の願い出はできません。
- ・施設使用禁止日および登校禁止日は、届出があっても許可しません。
- ・施設の施錠開閉は、守衛室が行います。使用者への鍵の貸し出しはしません。(情報メディアセンター関連施設の一部と造形ラボ・鉄工ラボ・版画ラボを除く)



その他の施設使用ルールと手続き

(1) 卒業生および学外の一般者の施設使用

大学の施設は、成安造形大学の学生と教職員が研究・教育、課外活動に使用するためにあります。

①卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)への無料での施設貸出しはしません。

使用する場合は、総務課で所定の手続きをおこない、施設使用料を納めていただきます。

②本学学生が主体的(人数的にも大半を占める)な活動において卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)が施設使用の場合は、「会議・イベント等学外参加者届」に必要事項を記入し、事前に学生課に申請してください。

その場合でも、卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)に対して鍵の貸出しは起こりません。

(2) 親睦・交流会を開催するための施設使用

・親睦・交流会の開催に関するルールに基づき届出が必要です。詳しくはP.39の「親睦会・交流会開催(飲酒に関する諸注意)」を確認ください。

(3) 作品設置・展示を行うための施設使用

・所定の「学内作品設置願出書」を作成し、作品展示にともなう詳細を記載した企画書とともに教務課窓口へ届出してください。詳しくはP.40の「学内作品設置」を確認してください。

キャンパスマップ

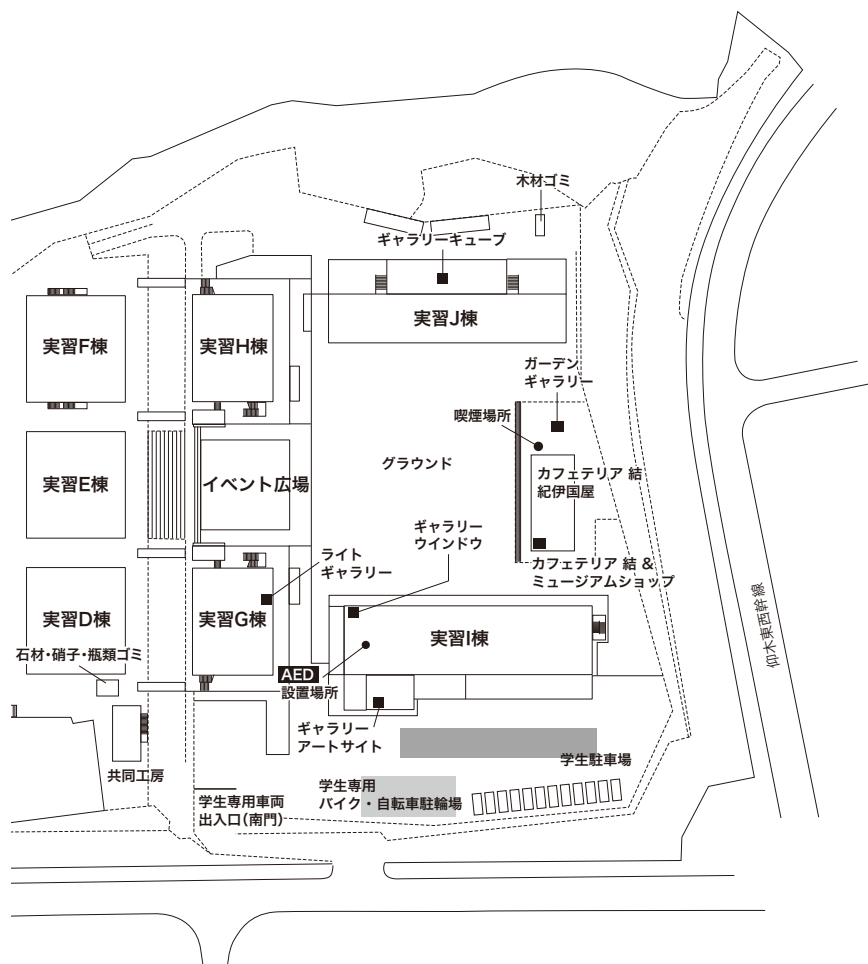
※施設名称等に関しては、変更されることがあります。

詳細は学生課まで。

※P.77～80に記載されている各事務課の配置は、平成29年9月より変更する予定です。

決定次第お知らせします。





4	日 月 火		
	MEMO		
	2	3 新入生ガイダンス	4 新入生ガイダンス
	9	10	11
	16	17	18
	23	24	25
	30		スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック!

88

5	日	月	火
		1 学園創立記念日 振替休日	2 臨時休業日
MEMO			
	7	8	9
		④ 	④ 
	14 SEIAN WATCHING	15	16
		⑤ 	⑤ 
	21	22	23
		⑥ 	⑥ 
	28	29	30
		⑦ 	⑦ 
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！
			

水		木		金		土	
3 憲法記念日		4 みどりの日		5 こどもの日		6	
						③ 	
10		11		12		13	
④ 		④ 		④ 		④ 	
17		18		19		20 学園創立記念日	
⑤ 		⑤ 		⑤ 		⑤ 	
24		25		26		27	
⑥ 		⑥ 		⑥ 		⑥ 	
31							
⑦ 							

①～⑬は授業日(数字は授業週)

 は平日のスクールバス運行日

 は土休日のスクールバス運行日

4

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 ₀	24	25	26	27	28	29

6

S	M	T	W	T	F	S
						1
						2
						3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

6	日 月 火		
MEMO			
	4 オープンキャンパス	5	6
		⑧ 	⑧ 
	11	12	13
		⑨ 	⑨ 
	18	19	20
		⑩ 	⑩ 
	25	26	27
		⑪ 	⑪ 
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！
			

水	木	金	土
	1	2	3
	⑦ 	⑦ 	⑦ 
7	8	9	10
⑧ 	⑧ 	⑧ 	⑧ 
14	15	16	17
⑨ 	⑨ 	⑨ 	⑨ 
21	22	23	24
⑩ 	⑩ 	⑩ 	⑩ 
28	29	30	
⑪ 	⑪ 	⑪ 	
①～⑯は授業日(数字は授業週)  は平日のスクールバス運行日  は土休日のスクールバス運行日			
5 S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 7 S M T W T F S 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			

7	日 月 火		
MEMO			
	2	3	4
		⑫ 	⑫ 
	9	10	11
		⑬ 	⑬ 
	16	17 海の日(授業日)	18
		⑭ 	⑭ 
	23 オープンキャンパス	24	25
		⑮ 	⑮ 
	30	31	スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック!
		⑯ 	

水	木	金	土
			1
			⑪ 
5	6	7	8
⑫ 	⑫ 	⑫ 	⑫ 
12	13	14	15
⑬ 	⑬ 	⑬ 	⑬ 
19	20	21	22
⑭ 	⑭ 	⑭ 	⑭ 
26	27	28	29
⑮ 	⑮ 	⑮ 	⑮ 
①～⑮は授業日(数字は授業週)  は平日のスクールバス運行日  は土休日のスクールバス運行日			
6 S M T W T F S 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 8 S M T W T F S 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			

8	日	月	火
			1 SEIAN WATCHING
MEMO			
			⑯ 
	6 AO入試1期	7 AO入試1期	8 補講日
			
	13 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	14 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	15 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)
	20 SEIAN WATCHING	21	22
	27	28	29 集中講義
			
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！
			

水	木	金	土
2 SEIAN WATCHING	3	4	5
⑬ 	⑬ 	⑬ 	⑬ 
9	10	11 山の日 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	12 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)
16 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	17	18	19
23 集中講義	24 集中講義	25 集中講義	26
			
30 集中講義	31 集中講義		
			
①～⑬は授業日(数字は授業週)  は平日のスクールバス運行日  は土休日のスクールバス運行日			
7 S M T W T F S 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 9 S M T W T F S 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30			

9	日 月 火		
MEMO			
	3	4	5
			
	10	11	12
	17 AO入試2期	18 敬老の日（授業日）	19
		① 	① 
	24 SEIAN WATCHING	25	26
		② 	② 
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！ 

水	木	金	土																																																																																				
		1	2																																																																																				
6 在学生ガイダンス	7 在学生ガイダンス	8 在学生ガイダンス	9																																																																																				
																																																																																							
13	14	15 前期卒業証書・学位記授与式	16																																																																																				
																																																																																							
20	21	22	23 秋分の日（授業日）																																																																																				
 ①	 ①	 ①	 ①																																																																																				
27	28	29	30																																																																																				
 ②	 ②	 ②	 ②																																																																																				
①～⑬は授業日（数字は授業週）  は平日のスクールバス運行日  は土休日のスクールバス運行日 8 <table><tr><td>S</td><td>M</td><td>T</td><td>W</td><td>T</td><td>F</td><td>S</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr><tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr><tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td></tr></table> 10 <table><tr><td>S</td><td>M</td><td>T</td><td>W</td><td>T</td><td>F</td><td>S</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr><tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				S	M	T	W	T	F	S		1	2	3	4	5		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			S	M	T	W	T	F	S	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
S	M	T	W	T	F	S																																																																																	
	1	2	3	4	5																																																																																		
6	7	8	9	10	11	12																																																																																	
13	14	15	16	17	18	19																																																																																	
20	21	22	23	24	25	26																																																																																	
27	28	29	30	31																																																																																			
S	M	T	W	T	F	S																																																																																	
1	2	3	4	5	6	7																																																																																	
8	9	10	11	12	13	14																																																																																	
15	16	17	18	19	20	21																																																																																	
22	23	24	25	26	27	28																																																																																	
29	30	31																																																																																					

10	日 月 火		
	1	2	3
MEMO			
		③ 	③ 
	8 大学祭 SEIAN WATCHING	9 体育の日 大学祭 SEIAN WATCHING	10 大学祭後片づけ
			
	15 AO入試3期	16	17
		④ 	④ 
	22	23	24
		⑤ 	⑤ 
	29 SEIAN WATCHING	30	31
		⑥ 	⑥ 
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！ 

水		木		金		土	
4		5		6		7 大学祭準備	

11	日 月 火		
MEMO			
	5	6	7
		⑦ 	⑦ 
	12	13	14
		⑧ 	⑧ 
	19	20	21
		⑨ 	⑨ 
	26	27	28
		⑩ 	⑩ 
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！
			

水		木		金		土	
1		2		3 文化の日		4	
7 ⑦ 		7 ⑦ 				6 ⑥ 	
8 公募推薦入試1期 他		9		10		11	
				7 ⑦ 		7 ⑦ 	
15		16		17		18	
8 ⑧ 		8 ⑧ 		8 ⑧ 		8 ⑧ 	
22		23 勤労感謝の日(授業日)		24		25 公募推薦入試2期	
9 ⑨ 		9 ⑨ 		9 ⑨ 		9 ⑨ 	
29		30					
10 ⑩ 		10 ⑩ 					

①～⑬は授業日(数字は授業週)

 は平日のスクールバス運行日

 は土休日のスクールバス運行日

10

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12	日 月 火		
MEMO			
	3 SEIAN WATCHING	4	5
		⑪ 電車	⑪ 電車
	10	11	12
		⑫ 電車	⑫ 電車
	17	18	19
		⑬ 電車	⑬ 電車
	24	25 補講日	26
		電車	
	31 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)		スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！
			QRコード

水	木	金	土
		1	2
		10 	10 
6	7	8	9 公募推薦入試3期 他
11 	11 	11 	11 
13	14	15	16
12 	12 	12 	12 
20	21	22	23 天皇誕生日（授業日）
13 	13 	13 	13 
27	28	29 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	30 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)

①～⑯は授業日（数字は授業週）

 は平日のスクールバス運行日

 は土休日のスクールバス運行日

11

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

1

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1	日 月 火		
	1 元日 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	2 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	
MEMO			
	7	8 成人の日	9
			⑭ 
	14 大学入試センター試験	15	16
		⑭ 	⑮ 
	21	22	23
		⑮ 	⑯ 
	28	29 卒業制作展搬入(予定)	30 卒業制作展搬入(予定)
		⑯ 	
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！
			

水		木		金		土	
3 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)		4 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)		5		6	
10		11		12		13 大学入試センター試験	
14 		14 		14 		14 	
17		18		19		20	
15 		15 		15 		15 	
24		25		26		27	
16 		16 		16 		16 	
31 卒業制作展(予定)							

①～⑯は授業日(数字は授業週)

 は平日のスクールバス運行日

 は土休日のスクールバス運行日

12

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2

S	M	T	W	T	F	S	
					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28				

2	日	月	火
MEMO			
	4 卒業制作展(予定)	5 卒業制作展搬出(予定)	6
			
	11 建国記念の日 卒業制作展(予定) AO入学前プログラム	12 振替休日 卒業制作展(予定) 卒業制作展搬出(予定) SEIAN WATCHING	13
			
	18	19 集中講義	20 集中講義
			
	25	26	27 給付奨学生入試(後期)他
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック!
			

水	木	金	土
	1 卒業制作展(予定) 一般入試1期 他	2 卒業制作展(予定)	3 卒業制作展(予定)
7 卒業制作展搬入(予定) 集中講義	8 卒業制作展(予定) 集中講義	9 卒業制作展(予定) 集中講義	10 卒業制作展(予定)
			
14 卒業制作展搬入(予定) 集中講義	15 卒業制作展(予定) 集中講義	16 集中講義	17
			
21 集中講義	22	23	24
			
28			
①～⑯は授業日(数字は授業週)  は平日のスクールバス運行日  は土休日のスクールバス運行日  は卒展搬出特別運行のスクールバス運行日 1 S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 3 S M T W T F S 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			

3	日	月	火
MEMO			
	4	5	6
	11	12	13
	18 SEIAN WATCHING	19 在学生ガイダンス	20 在学生ガイダンス
	25	26	27
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は成安情報 サービスをチェック！
			

水	木	金	土
	1	2	3
7	8	9 後期卒業証書・学位記授与式(予定)	10
14	15	16	17
21 春分の日	22 在学生ガイダンス	23 在学生ガイダンス	24 在学生ガイダンス
			
28	29	30	31

①～⑯は授業日(数字は授業週)

 は平日のスクールバス運行日

 は土休日のスクールバス運行日

2

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

4

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

事務室等窓口の対応時間

(1) 事務室窓口(教務課・学生課)

	＜授業のある日(第1週～第16週)＞ ※学年暦に①～⑯の数字が入っている日	＜授業のない日＞
平 日	※但し下記の時間帯は一部の業務のみ対応 9:00～18:30 11:20～12:20 13:20～14:20 17:00～18:30	※但し下記の時間帯は一部の業務のみ対応 9:00～17:00 12:20～13:20
土 曜	9:00～12:40 ※但し一部の業務のみ対応	閉鎖

☆日曜、祝日(授業がない日)、夏期冬期等の一定期間、大学の定める休業日については、窓口はお休み(窓口閉鎖)します。詳しくは、3ヶ月ごとの教学日程や成安情報サービスで確認してください。

(2) フリールーム

	＜授業のある日(第1週～第16週)＞ ※学年暦に①～⑯の数字が入っている日	＜授業のない日＞
平 日	9:00～18:30	閉鎖
土 曜	閉鎖	閉鎖

☆土曜・日曜・祝日(授業がない日)および長期休暇期間中は閉鎖。

(3) 保健室

	＜授業のある日(第1週～第16週)＞ ※学年暦に①～⑯の数字が入っている日	＜授業のない日＞
平 日	11:00～17:00 ※看護師による対応可能時間	10:00～17:00 ※看護師による対応可能時間
土 曜	閉鎖	閉鎖

事務組織と連絡先

＜お知らせ＞

事務組織名を平成29年4月より変更しました。
また各事務課の配置は、平成29年9月より変更する
予定です。
決定次第お知らせします。

企画部

- 企画課 本館棟1階事務室
077-574-2111(代)
- ・教育課程開発に関する事
- ・接続教育プログラムに関する事
- ・募集戦略の構築に関する事
- ・マーケティングや教育情報の収集分析(IR)に関する事
- 入学広報課 本館棟1階事務室
077-574-2119(直) nyushi@seian.ac.jp
kouhou@seian.ac.jp
- ・入学試験に関する事
- ・高大連携に関する事
- ・広報に関する事
- ・Webサイトに関する事

学生支援部

- 教務課 本館棟1階事務室
077-574-2111(代) kyougaku@seian.ac.jp
- ・授業・履修登録に関する事
- ・学事に関する事
- ・各種証明書に関する事
- ・学籍・修学に関する事
- ・学芸員資格に関する事
- ・教育職員免許取得に関する事
- ・その他修学の悩みや相談に関する事
- 学生課 本館棟1階事務室
077-574-2111(代) kyougaku@seian.ac.jp
kaigai@seian.ac.jp
- ・施設使用に関する事
- ・奨学金に関する事
- ・学生の福利厚生に関する事
- ・紛失物・拾得物に関する事
- ・学生の下宿やアルバイトに関する事
- ・学生の健康管理に関する事
- ・学研災・学研賠に関する事
- ・卒展に関する事
- ・課外活動に関する事
- ・国際交流・海外留学に関する事
- ・私費外国人留学生・交換留学生に関する事
- ・TOFEL基礎講座に関する事
- ・その他学生生活の悩みや相談に関する事

○クリエイティブサポート事務課

- 附属図書館 図書館棟
077-574-2111(代) lib@seian.ac.jp
- ・図書の入入れ・閲覧・貸出しに関する事

- 情報メディアセンター B棟1階
077-574-2301(直) media@seian.ac.jp
- ・メディアセンター関連施設・機材に関する事
- ・ネットワークの整備管理に関する事

- 造形ラボ J棟1階
077-574-2111(代) zoukei@seian.ac.jp
- ・造形ラボに関する事

- 鉄エラボ D棟1階
077-574-2111(代) tekkou@seian.ac.jp
- ・鉄エラボに関する事

- 版画ラボ F棟1階
077-574-2111(代) hanga@seian.ac.jp
- ・版画ラボに関する事

- キャリアサポートセンター事務課 本館棟1階事務室
077-574-2111(代) career@seian.ac.jp
- ・就職進路に関する事
- ・個別相談に関する事
- ・キャリアデザイン科目に関する事
- ・就活サポート講座(正課外)に関する事

総務部

- 総務課 本館棟1階事務室
077-574-2111(代) soumu@seian.ac.jp
- ・環境整備に関する事
- ・安全管理に関する事
- ・グループ展・個展支援に関する事
- ・教育後援会・同窓会に関する事
- ・守衛室(守衛棟1階)に関する事
- 研究・連携支援課
- 附属近江学研究所 聚英館1階事務室
077-574-2118(直) omigaku@seian.ac.jp
- ・近江学研究所主催の公開講座に関する事
- ・近江学研究プロジェクトに関する事
- ・その他近江学全般に関する事
- 附属芸術文化研究所 聚英館1階事務室
077-574-2118(直) geibun@seian.ac.jp
- ・研究・業績に関する事
- ・研究成果の発表及び刊行に関する事
- 地域連携推進センター 聚英館1階事務室
077-574-2118(直) renkei@seian.ac.jp
- ・地域貢献・プロジェクト科目に関する事
- ・地域連携に関する事
- ・産官学連携事業に関する事
- ・学生クリエイターに関する事
- キャンパスが美術館 聚英館1階事務室
077-574-2118(直) artcenter@seian.ac.jp
- ・キャンパスが美術館(学内ギャラリー)に関する事